

令和元年度南大隅町議会定例会 6月会議 会議録 (第1号)

招集年月日 平成31年 4月 2日
 招集の場所 南大隅町議会議事堂
 開 会 平成31年 4月 2日 午前10時00分

開 議 令和元年 6月 11日 午前10時00分

応招議員 全 員
 不応招議員 な し
 出席議員

1番 浪瀬 敦郎 君	6番 水谷 俊一 君	10番 大久保 孝司 君
2番 松元 勇治 君	7番 日高 孝壽 君	11番 木佐貫 徳和 君
3番 津崎 淳子 君	欠 席	12番 川原 拓郎 君
5番 後藤 道子 君	9番 持留 秋男 君	13番 大村 明雄 君

欠席議員 大坪 満寿子 君

会議録署名議員 : (11番) 木佐貫 徳和 君 (12番) 川原 拓郎 君

職務のための出席者 : (議会事務局長) 濱川 和弘 君 (書記) 立神 久仁子 君

地方自治法第121条の規定による出席者

町 長	森田 俊彦 君	介護福祉課長	下園 ひとみ 君
副町長	白川 順二 君	経済課長	里中 義郎 君
教育長	山崎 洋一 君	教育振興課長	上大川 秋広 君
総務課長	相羽 康德 君	税務課長	上之園 健三 君
支所長	新保 哲郎 君	建設課長	下園 敬二 君
会計管理者	打越 昌子 君	町民保健課長	川元 俊朗 君
企画課長	熊之 細等 君	総務課課長補佐	愛甲 真一 君
観光課長	黒木 秀 君	総務課課長補佐	中之浦 伸一 君

議事日程 : 別紙のとおり
 会議に付した事件 : 議事日程のとおり
 議事の経過 : 別紙のとおり

散 会 令和元年 6月 11日 午後 4時 06分

議 事 日 程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 審議期間の決定の件
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 一般質問

(議案上程、説明、質疑)

- 日程第 5 報告第 8 号 平成 30 年度南大隅町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第 6 報告第 9 号 令和元年度南大隅町一般会計補正予算(第 1 号)の専決処分について

(議案上程、説明、質疑、討論、採決)

- 日程第 7 議案第 2 号 南大隅町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第 8 議案第 3 号 南大隅町敬老金支給に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第 9 議案第 4 号 南大隅町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第 10 議案第 5 号 南大隅町介護保険条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第 11 議案第 6 号 南大隅町森林環境譲与税基金条例制定の件
- 日程第 12 議案第 7 号 南大隅町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例制定の件

(議案上程、説明)

- 日程第 13 議案第 8 号 令和元年度南大隅町一般会計補正予算(第 2 号)について
- 日程第 14 議案第 9 号 令和元年度南大隅町国民健康保険事業特別会計補正予算(第 1 号)について
- 日程第 15 議案第 10 号 令和元年度南大隅町簡易水道事業特別会計補正予算(第 1 号)について
- 日程第 16 議案第 11 号 令和元年度南大隅町診療所事業特別会計補正予算(第 1 号)について

▼ 開 議

議長（大村明雄君）

ただいまから、令和元年度南大隅町議会定例会 6 月会議を開きます。
議事日程表により、本日の会議を開きます。
本日の議事日程はあらかじめ配付したとおりであります。

▼ 日程第 1 会議録署名議員の指名

議長（大村明雄君）

日程第 1 会議録署名議員の指名を行ないます。
会議録署名議員は、会議規則第 121 条の規定によって、木佐貫徳和君及び川原拓郎君を指名します。

▼ 日程第 2 審議期間の決定の件

議長（大村明雄君）

日程第 2 審議期間の決定の件を議題とします。
6 月会議の審議期間は、本日から 6 月 20 日までの 10 日間にしたいと思います。
ご異議ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしとします。
したがって、6 月会議の審議期間は、本日から 6 月 20 日までの 10 日間に決定しました。

▼ 日程第 3 諸般の報告

議長（大村明雄君）

日程第 3 諸般の報告を行ないます。
本日までに受理した陳情は、お手元にお配りしました陳情書の写しのとおり、配付及び所管の常任委員会に付託しました。
次に、監査委員からの提出された例月出納検査の 3 月から 5 月までの結果に関する報告及び一般的事項につきましては、お手元に印刷配付しておりますので、口頭報告を省略します。

▼ 日程第4 一般質問

議長（大村明雄君）

日程第4 一般質問を行ないます。
順番に発言を許します。
まず、後藤道子さんの発言を許します。

[議員 後藤 道子 君 登壇]

5番（後藤道子さん）

おはようございます。
平成が終わり、5月1日より令和の時代が始まりました。
令和には「人々が美しく心を寄せ合う中で、文化が生まれ育つ」という意味が込められているということです。
そんな令和時代の始まりから1ヶ月足らずで、また痛ましい虐待死事件があり、2歳児のかけがえのない命が失われました。
2018年3月に東京目黒区で当時5歳の女兒が命を落とし、今年1月には千葉県で小学4年の女兒が学校に救いを求めているにも関わらず、救うことが出来ませんでした。
政府は、3月19日に児童虐待防止法と児童福祉法の改正案を閣議決定し、2020年4月の施行を目指すこととなっています。
しかし、この瞬間も虐待に苦しむ子どもが沢山います。
虐待の発生予防や早期発見を目的に支援を強化する必要性を感じます。
また2011年3月に発生した東日本大震災や2016年の熊本地震、昨年西日本豪雨など過去に例を見ない大規模災害を教訓とし、平成22年7月に本町船石川の土石流災害の経験を活かし、町民の生命と財産を守るために自治体としての対策を立てるべきであると考え、今回の一般質問において、通告しましたとおり2問5項について質問いたします。
1問目 児童虐待に対する対応について伺います。
本町においてこれまで事例はないか、また児童虐待防止に対する対策をどのように行っているか伺います。
2問目 災害対策についてです。
平成31年度施政方針の中で、「南大隅町地域防災計画」を抜本的に見直し、新たな策定に取り組むとのことでしたが、策定は出来たのか伺います。
次に、災害図上訓練の必要性を感じますが、本町では実施されているか伺います。
また、災害対策の本町の課題は何か伺います。
以上、私の壇上からの質問とさせていただきます。

[町長 森田 俊彦 君 登壇]

町長（森田俊彦君）

おはようございます。
後藤議員の第1問第①項「本町において、これまで事例はないか伺う。」とのご質問でございますが、平成30年度の相談件数は、未就学児、就学児と合わせまして、2件の実績となっております。

ともに、初級外ではないかということで関係機関から相談があった事案でございます。
昨年度のケースにつきましては、事実確認を行った上で、関係課並びに児童相談所等とケース会議を開催し、虐待の有無、家庭環境、緊急性などを総合的に判断しました。
2件ともに虐待なしと判定をしましたが、それぞれのケースに合わせた支援の必要性があったことから、現在も継続支援を行っているところであります。

5番（後藤道子さん）

継続支援を行っていらっしゃるということですが、具体的にどのような支援か伺います。

町長（森田俊彦君）

担当課長に説明させます。

町民保健課長（川元俊朗君）

まず1件目の継続的な支援でございますけれども、児童相談所の助言に従いまして、一時保護を実施しないで、見守りの支援活動ということになります。

そして、もう1件については、これもさっきありましたように、虐待ということでは判断しませんで、進学と同時に施設に入所出来るように、今後学校を中心に支援を継続していくということでございます。

以上です。

5番（後藤道子さん）

継続支援の中で見守りという形ですが、見守りの体制というのは、だいたい月に1回とか、そういう期間を決めて行っていらっしゃるか伺います。

町民保健課長（川元俊朗君）

特に期間は設けておりませんので、必要性があったら、またケース会議等を開いて、支援体制をまた整えて、どのような支援をしていくかということを検討していくということになります。

以上です。

5番（後藤道子さん）

今現在やっていらっしゃるその対応で今後もいかれるのか。またその支援方法でやっていて、何も問題は起きないかと考えていらっしゃるか伺います。

町民保健課長（川元俊朗君）

必要に応じてしているわけですし、それと色々な相談機関、関係機関と連携をしておりますので、今のところそんなに問題はないのではないかとこのように考えています。

以上です。

5番（後藤道子さん）

相談の場合に連絡先とかそういうのは前もって、方法とかは皆さんに、子どものいらっしゃる方々には、もし相談があったならばこういう所に連絡をくださいと、今、町民保健課の方に「みなまある」があると思うんですけど、そういう所を中心にやっていらっしゃる

るのか伺います。

相談窓口というのを、どこに設けているというのを、町民の皆さんには分かるように説明されているのか伺います。

町民保健課長（川元俊朗君）

今質問がありました「みなまある」につきましては、本年の4月から開設ということで、まだ十分に周知をされていないということもあります。

今までは、介護福祉課の方が主な窓口になっていたようでございますけれども、今後は「みなまある」が窓口になって、もし相談があった場合は、介護福祉課、教育委員会、それから児童相談所等含めてですね、対応をしていきたいというふうに考えているところで

以上です。

5番（後藤道子さん）

では本人からの相談のみで、周りからこれは虐待ではないかというようなそういう事例もないということでしょうか。

町民保健課長（川元俊朗君）

現在の状況でございますけれども、昨年は2件程ありました。それは事実でございます、今も虐待と疑われるかどうかはまだケース会議の中でも話をしているところなんですけれども、現在、相談を受けているケースについては何件かございます。

以上です。

（「では、2番目に。」との声あり。）

〔 町長 森田 俊彦 君 登壇 〕

町長（森田俊彦君）

次に第②項「児童虐待防止に対する対策について伺う。」とのご質問でございますが、乳幼児全戸訪問事業並びに乳幼児健康診査事業等を通じ、子どもの発育観察だけでなく、親子関係や生活環境など、総合的に状況把握を行っております。

また、保育現場にも定期的に訪問し、情報交換を密に行いながら、小さなサインに気付ける体制を整えているところで

実際に相談があったケースにつきましては、関係機関と即時にケース会議を開催し、対応が遅れることのないよう細心の注意を払っております。

今回、「子育て応援センターみなまある」の新設により、相談窓口が分かりやすくなり、地域からの声も一層ひろえるものと考えます。

また、子育て世代が気兼ねなく相談出来るよう、IoT、AIを活用して新たな相談体制についても、準備を進めているところでございます。

更に、子育て世代が孤立しないよう、育児を楽しめる、身近な存在として活動するサポートリーダーの養成も計画しており、引続き、虐待防止について体制整備に努めてまいります。

教育長（山崎洋一君）

引続き、教育委員会の対応について、ご答弁申し上げます。

学校現場においては、朝の健康観察など、児童・生徒との出会いの場で、健康状態はもちろんのこと、表情、服装の乱れ、外傷等、日常との違いがないか日々観察するようにしております。

また、家庭訪問や学級 PTA、教育相談、学校行事等、様々な機会を利用して保護者との連携を密にし、児童・生徒と併せて保護者の様子も観察、良好な関係の構築にも努めております。

更には、子育て等に困っている家庭には、スクールソーシャルワーカーを紹介し、各家庭に応じた福祉施設を紹介してもらうなど、専門スタッフの積極的活用にも努めているところでございます。

5 番（後藤道子さん）

今、町長の答弁の中でポータルリーダーを育成されるということですが、何名ほど育成されるのかというのを伺ってよろしいですか。

町長（森田俊彦君）

担当課長に説明させます。

町民保健課長（川元俊朗君）

今申しました子育てポータルリーダーということで、地域で育児を見守るという観点から、現在根占地区で4名、佐多地区で2名の養成をする予定でございます。

以上です。

5 番（後藤道子さん）

そのポータルリーダーの育成をされるということですが、始めるのはいつからの予定でしょうか。

町民保健課長（川元俊朗君）

まず、

（「課長、マイクを。」との声あり。）

内容的には、8月の中旬から下旬にかけて、まず特別講演を開催する予定でありますので、それを含めて6回ぐらい講座を開催してポータルリーダーを養成していこうという考えでおります。

以上です。

5 番（後藤道子さん）

では教育長の方にちょっとお伺いしますが、先ほど学校で先生も子どもと保護者に対しては、ポータルをする体制とか取っていらっしゃるって、毎日の健康診断等で動向を窺っているというようなことでしたが、児童・生徒に虐待とはどういうものかというような教育とかというのはされてないですか。

伺います。

教育長（山崎洋一君）

各学校においては、この虐待がどういうものかについては、専門的に、じゃあ、どうですよということはしておりません。

ただ色んな情報等が新聞等で報道されますと、それを元に各学校の学級担任において指導はしております。

例えば、今度こういうふうな事故があったんだよねと、これはこういうことだよ、ではどうしたらいいのかなというようなことで、周知徹底を図っているようなところでございます。

専門的に呼んで指導していることは、現在のところございません。

5番（後藤道子さん）

子ども自体が自分が親からされていることが正しいのか、これが虐待であるのかということの区別が付かないというのがあるのではないだろうかというふうに考えます。

今後は、このように全国で小さな幼児から学校の低学年が多く犠牲になっているように思いますので、その辺りを踏まえて学習の中に取り入れていくということは考えられないですか。

伺います。

教育長（山崎洋一君）

今後藤議員のおっしゃるとおり、これだけの事故が頻繁に起きているということであれば、当然そういうことをやっていかなきゃいけないだろうと思っております。

特に学校の養護教諭を中心とした啓発活動、教育について努めていかなきゃいけないだろうと思っておりますので、今後、管理職の研修会等を通じて、やっぱりこういうものは、こんな方向でやっていこうというような方向性が見い出せるんじゃないだろうかと思っております。

今度7月に校長会、地区の校長会等もございまして、その中でそういう話題が出てくるだろうと思っております。

私の方でも積極的にやっぱりこういうことは指導していかなきゃいけないだろうと、或いは啓発していかなきゃいけないだろうというようなことを申し上げていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

5番（後藤道子さん）

色んな場面でも必要なのが教育だと私は考えております。その教育をやれる時に、いち早くやっておくことが啓発に繋がるのではないかとこのように考えますので、やっていただきたいと思います。

また、全国共通の、子どもも、一般、全部ですけど、いち早くという意味で「189」という番号に電話をすると近くの児童相談所に繋がるということをご存じですか。

教育長（山崎洋一君）

はい、知っております。

その他に、鹿児島県では各県庁とか、それから総合教育センター等にですね、虐待、いじめ、SOS という所もございますので、そのようなのを通じて子供たちからの SOS を拾っていくという。そして、南大隅から鹿児島にしても、それはこっちへ、当然まわってきますので、その SOS のステッカーを、各学校に全部、ほとんどの子どもが持っておりますので、それを利用したりして、とにかく何かあったら電話しなさいと、相談が出来ない時はここが一番いいよと、顔が見えませんので。電話の方がいいんじゃないかなとこう思って指導はしているところです。

5 番（後藤道子さん）

そのような指導をしていただければ、子どもも安心して学校にも通える、生活出来るというふうに思いますので。

あと、一番この児童虐待防止の対策の中で大事というのは、多分この自治体ですね、関連する職員のスキルアップだというふうに考えます。

この職員に対する研修とかというのをやっているということがありますか伺います。

町長（森田俊彦君）

今現在では、特に虐待に関しての講習はやっておるところではございません。

しかし、先ほど答弁の中でも申しましたように、「みなまある」を中心に各課連携の中で相互の情報交換をやるというような仕組み等やら、その中でまた今後また研修等も行われる予定になっておろうかというふうに思っております。

5 番（後藤道子さん）

今年 5 月に「みなまある」を開設されて、これが一番、この児童虐待防止をするに良い場所というか、その始まりのところで、進められる良い環境にあるというふうに思います。

各学校、保育園、幼稚園との連携が一番大事なことだというふうに考えますので、今後はその連携を取りながら指導をして、職員も研修等を行っていただいで、南大隅町で児童虐待が無いという、安心して子育ても出来る町だということをやっているってほしいと思います。希望します。

以上です。

次、2 問目をお願いします。

[町長 森田 俊彦 君 登壇]

町長（森田俊彦君）

次に第 2 問第①項「南大隅町地域防災計画の新たな策定はできたのか伺う。」とのご質問でございますが、現行の地域防災計画は、「避難道路の指定」、「要配慮者の安全確保」、「避難指示等の発令基準」など 15 項目について、昨年の防災会議で改訂方針案をお示しし、本年 5 月 30 日の防災会議において一部改訂案が了承されたところです。

しかし、一部改訂後の計画も、国の防災基本計画や県の地域防災計画との整合性が取れない部分があること、南海トラフ地震対策推進計画が未整備であること、災害種別ごとの対策が必要なこと等を踏まえ、本町の実情にあった抜本的な見直しを行うこととしております。

具体的には、今年度「見直し案」を作成し、来年の防災会議を目途として、「新たな地域

防災計画」を策定することとしております。

5番（後藤道子さん）

では、本年度中にその計画案を出されて来年度されるということですが、その中でこの防災計画を立てられるにあたって、地域の自治会長さんだったりとか、そういう方も交えた形で計画（案）を立てられるということは考えていらっしゃるのでしょうか。

町長（森田俊彦君）

総務課長に答弁させます。

総務課長（相羽康徳君）

防災計画の策定にかかる部分でございますけれども、自治会長さんから特に聞き取りという形では実施はしておりませんが、自治会長会、それから役員会等ですね、このことについては、お話をしているところであります。

ただ、この前の自治会長会におきましても、中山防災監が地域に出向いて出前講座を行っているというようなことを周知をしております。今現在も多くの自治会からですね、要請も来ておりますので、現在までの聞き取りの内容を十分に反映した計画としていきたいというふうに考えております。

5番（後藤道子さん）

抜本的に見直しをされるのであるならば、色んな場面を想定した中で、色んな方々の意見を集約して、計画策定をされた方がいいというふうに考えます。

そういうのを希望します。

では、続いて2番目お願いします。

[町長 森田 俊彦 君 登壇]

町長（森田俊彦君）

次に、第②項「災害図上訓練をやっているか伺う。」とのご質問でございますが、災害図上訓練は、大規模災害をイメージした各種想定を基に、地域の課題を発見し、災害対応や事前の対策などを検討するための手法になります。

本町におきましては、断続的な大雨から台風接近を想定して、役場職員が実施すべき災害対応業務を訓練目的とした、小規模の図上訓練を、昨年10月に実施しております。

具体的には、災害対策本部を立ち上げ、課長・補佐級役を中心とした演習になりましたが、それぞれの担当部署において、現行の地域防災計画の課題や、改善点を検証したところです。

今後、大規模な災害が発生した場合に備えて、参加者の範囲も広げるなど訓練の機会を重ねて、地域防災力を高めてまいります。

5番（後藤道子さん）

この災害図上訓練というのは非常に良い訓練だというふうに思っております。また、この訓練を1回行われたということだけですので、今後、地区の校区ごととか、あと学校とか、そういうところでの図上訓練というのを行うというような考えはないか伺います。

町長（森田俊彦君）

総務課長に答弁させます。

総務課長（相羽康徳君）

災害図上訓練でございます。

今町長の方からありましたとおり、現在は職員に向けて1回、図上訓練を実施いたしました。その中で、何が出来たのか、また何が出来なかったのか、また何が必要なのか、こういった部分を整理をさせていただきました。

議員がおっしゃるように、今後ですね、やはり、公助だけではなかなか届かない部分も今後あるかと思えます。そういった中で、やはり、自助・共助という部分が非常に大事だというふうに考えておりますので、今後実施を検討していきたいというふうに考えております。

5番（後藤道子さん）

では、学校の訓練計画というのはないのか伺います。

教育長、お願いします。

教育長（山崎洋一君）

学校に於いては図上よりも、やはり実践を伴った訓練をしないといけないという考えでおります。

それぞれの小学校、中学校において、火災、地震、津波、それから不審者についての訓練を学期ごとに行っておりますので、今、後藤議員の言われるように、図上で色々落とし込むのは、これはもう教員がやるべきであって、生徒たちにはその事よりも、実際に体験をして体で覚えていくと、そのことが重要であると考えて訓練を実施しているところでございます。

以上です。

5番（後藤道子さん）

今教育長の方からありました、職員向けの図上訓練というのが、必要だというふうに私も考えております。その計画はないですか。

教育長（山崎洋一君）

殆んどの学校がそれぞれこの訓練をする前にどういうふうにしてやるかというのをやっておりますので、改めて、これをしなさいという指示は今のところはしておりません。殆んどの学校が訓練をする前に一応確認をしていきますので、その中で、例えば、避難訓練であと登下校でどうするときにはあそこが危ないよな、あそこが危ないよと落とし込んでいきますので、その都度その都度やっていくというような形でございますので、改めてすることとはございません。指示もまだしておりません。

以上でございます。

5番（後藤道子さん）

我が町は、防災監がいらっしゃいますので、その防災監が先ほども出ましたけど、色々な各地に出向いて出前講座というようなことをやっていらっしゃると思いますが、これは

学校の方でも、こういうことは行う必要があるのではないかというふうに考えますが、
どうですか。

教育長（山崎洋一君）

もうおっしゃるとおりでございます。防災監の方が今地域の方に出かけていらっしゃる
ので、学校も是非お願いしたいということで、これは管理職の研修会のところで、防
災監を呼んで、こう出来るんだよと聞いたら、もう殆んどが今消防というふうな連携をし
ているもんですから、そういうことも大事じゃないかなと思っております。

是非、活用していきたいというふうに考えております。

5番（後藤道子さん）

先程から何回も言うようですが、全て教育が中心になって自分の身を守ること、そうい
うことが出来ていくというふうに考えますので、是非このことは、計画を以てやっていた
だきたいというふうに考えます。

次、3番お願いします。

〔 町長 森田 俊彦 君 登壇 〕

町長（森田俊彦君）

次に、第③項「本町における災害対策の課題は何か伺う。」とのご質問でございますが、
1つ目は、高齢者の避難対策でございます。

支援が必要な高齢者等の要配慮者を、いかに安全に避難させるかが課題となっております。

2つ目は、指定避難所の整備・充実でございます。

指定避難所の多くは、学校跡地を活用しており、老朽化が進み、避難所としての居住環
境が、十分でないことが課題となっております。

そして、3つ目に、南海トラフ地震を含む地震、津波対策であります。

南海トラフ地震が発生した場合、津波警報や大津波警報が発令される可能性があるため、
津波避難場所として整備されている場所が少ないのが課題となっております。

大きくは、この3点が課題と考えておりますが、この他にも、役場の防災機能、住民の
防災意識、消防団の防災能力の向上と団員の確保等も想定されているところです。

5番（後藤道子さん）

今、答弁の中に出てきました、消防団員の増員についてのことなんですが、少子高齢化
に伴って、うちも団員が減って行って、新しく新規に加入される団員も少ないというふう
に伺っております。

うちの町では、女性消防隊の方がいらっしゃると思うんですが、その女性消防隊の方々
の人員を増強するというふうな考えはないですか。その方向でいくということも1つの選
択肢ではないかというふうに思うんですが、増員するための方法として。そういう呼びか
けとか活動はやっていらっしゃいますか。女性消防隊員の増強。

町長（森田俊彦君）

総務課長に答弁させます。

総務課長（相羽康徳君）

女性消防隊の関係でございますけれども、現在、佐多地区居住の14名の方が女性消防隊という形で活動をしているところでございます。

しかしながら、根占地区居住者の女性消防隊員がいらっしゃるということもございますので、今後、各種団体、それから商工会、各事業所の協力を通じてですね、地域防災体制がより一層充実されることを目的に、ちょっと呼びかけ等もですね、実施していけたらというふうに考えております。

5番（後藤道子さん）

今、総務課長の方から答弁がありました、各女性会の団体が10団体ぐらいあると思うんですけど、それもなんですが、各事業所、地域に色々、銀行さんがあったりとか農協さんがあったりとかAコープさんとかありますよね。その方々に、固定するのではなく、1年に1回、担当者を決めていただいて、研修に参加をしていただくとか、そういう方向性でお願いをするというのは考えられないか伺います。

総務課長（相羽康徳君）

この消防団のですね、団員の確保、非常に大きな課題でもございます。

今、議員の方から提案がございました、消防団の協力事業所というような形でですね、他町にもちょっと実績もあるようでございますので、参考にしつつ、取り組みができたというふうに考えております。

5番（後藤道子さん）

今後、今、時期的にもうちの町の災害というと土石流災害が一番大きく、その可能性が高いというふうに私も感じております。

そういう中で、一番避難をする際にですね、色々消防団員の方に手伝いをさせていただかないといけない部分というのが大きいと思います。

それぞれの地区に担当者がいらっしゃるって、その方々がどこが危険であるか、どこに避難をすればいいのかというのを、一番分かっていらっしゃると思いますので、その中に女性の消防隊の方が入ることによって、また違う目線でですね、そういうことが出来る、また、小さな避難の方の、高齢者の方を避難する誘導の際に女性の方が良い面もあるかもしれません。

また、その災害を防止する為に、女性目線でこういう所も危険ではないかという、見る場所もあるというふうに考えますので、今後は、そういう女性消防隊の根占地区がいらっしゃるということですので、その辺を増員する、新しく加入していただく事業所関係、女性会等に声をかけて、協力をいただくようにしていただいて、南大隅町で災害が起きても、大きく、その被害が拡大しないような形で抑えられるような、防災の対策、災害対策を取っていただきたいというふうに考えますので、今後の、この課題を克服するための皆さん方が研修とかをされて、より良い南大隅町の地域防災計画が作れるように希望いたします。私の一般質問を終わります。

議長（大村明雄君）

次に、松元勇治君の発言を許します。

[議員 松元 勇治 君 登壇]

2番（松元勇治君）

前回3月定例会一般質問に取り上げた人口減少により起こる様々な問題の中で、仕事における事業承継など、持続可能な社会とはどのような施策展開が必要かを論議しました。

今回の質問は、町長が人口減少に歯止めをかける政策の柱として、子や孫に住んで良かったと言えるまちづくりを提唱されてきました。

現状は多分に漏れず、人は少なくなっていくものの地域社会が運営でき、住民の世代の継承されていく「少人数社会」の仕組みの確立を目標に据える方が、と捉える、射程、捉えるのが射程が長いのではないかと日本建築学会の研究者たちも述べられています。

その1つに、移住、定住にはまず家探し、人がしていた仕事を物とインターネットで行うIoT、人口知能AIで行うスマートタウンの推進について質問します。

- 1、光回線などインフラ整備は、町内どの程度普及しているか伺います。
- 2、農業分野における地域IoT実装推進事業は、どのように計画されているか伺います。
- 3、他の分野では何が計画されているか伺います。

2問目に、空き家、空き地対策について。

1、売買、賃貸をスムーズに行えるための行政、不動産業者、金融機関がマッチングする施策は出来ないか伺います。

2、空き家、空き地の管理状況を管理する空き地パトロールを行う計画は考えられないか伺います。

3、遺産分割など相続問題を専門家による無料相談を定期的に行うことは考えられないか伺います。

[町長 森田 俊彦 君 登壇]

町長（森田俊彦君）

松元議員の第1問第①項「光回線などのインフラ整備は、町内どの程度普及しているか伺う。」とのご質問でございますが、ブロードバンドであるADSLは、平成21年度整備事業により町内一円整備が完了しておりますが、超高速ブロードバンドである光回線は、根占地区の一部は民間事業者により整備が行われ、平成28年度に佐多地区超高速ブロードバンド基盤整備事業を実施し、佐多地区の一部が整備されたところです。

町内の光回線の整備状況は、世帯数の見込み数でおおよそ73%となったところであります。

2番（松元勇治君）

光回線、有線、電話の無線とかあるわけなんですけど、その中でこのインフラに関しまして、ライフラインとなります、特に防災福祉に関係します光回線におきましては、業者がすることで、最終的に光回線で契約してくれるかというのも問題になるところも実際採算性が出てくると思いますが、最終的に業者自体は100%を目指すような形なんですかね。

町長（森田俊彦君）

概ね100%を考えているんですけども、今この73%以外で外れている地区という部分を今検証しております。何が必要なのかという部分になりますが、ここに光を持っていく

のか、4Gを持っていくのか、5Gを持っていくのか、アンテナを立てていくかということになりますが、これ民間事業者との今共同作業になってきますので、そこら辺を今目下、協議中でございます。

2番（松元勇治君）

それは業者が考えることで、我が町、格差のない地域、地域が格差のないようにするには、最終的には5G無線の方で普及されていくのかなと思います。

光でした場合に、実際、光を持っていってもそこが契約しているか分からないという部分もまたあるとも聞いていますし、よくあります、この風倒木で、先日も総務民生委員の方で各地域を回る中でも、だいぶ電話線、光回線の方も、木が生い茂った中で、管理が大変な部分もある中で、戸数が少ないところまで持っていくというのには、採算性を考えた時に無理があるのかなと思うところでした。

これは、地域の意見としてまた業者の方にもできるだけ普及が出来ますように頼んでいただきたいと思います。

他に、またこのITに関しまして、もう一つ質問があります。そのまま言います。

2016年から5年計画で、2020年まで、利ビツのある年まで、このIT、IoT、AIと言われる、この事業を進めて計画される中で、来年がその集大成になるわけなんです、肝付町の方で、このスマートタウンの推進事業の中で、講習会にちょっと行く機会があったんですが、今年中にと言いますか、今年、来年にかけてマイナンバーを普及させたいということで、通知カードからマイナンバーに変えることによって保険証の代わりにもなる、コンビニで印鑑証明も取れるとか、住民票も取れるとかという、利用度が多くなるカード時代になる中でマイナンバーを推進されているみたいなんです、我が町の状況を教えていただきたい。

町長（森田俊彦君）

担当課長に答弁させます。

町民保健課長（川元俊朗君）

マイナンバーカードにつきましては、平成27年9月から10月頃から通知カードが届くようになりまして、現在で3年ちょっと掛かっているところでございますが、6月1日現在で、取得者が641名、人口が6月1日現在7,150名おりますので、だいたい8.96%の取得率ということになっております。

以上です。

2番（松元勇治君）

町長が把握されてたかということもあるんですが、この状況はまだ推進をしなきゃいけないという数字だと思いますが、町長からはどう思われますか、この数字。

町長（森田俊彦君）

今、国の施策でこのマイナンバーカードを使いまして、人の認証制度、そしてまたAI、IoTに直結したところの行政サービス並びに現金化ではなくて、金銭で処理するというような手続きまでやられるんだろうというふうに思っております。

これの進捗状況という部分は、我々もどういう状況で進むのか分かりませんが、先ほど事例で挙げられました肝付町さんのお話だったんですが、今のスマートタウンとしても非常

に早い時期に肝付町自体で、通信インフラを整備をされました。その管理というものは非常に大変であろうというふうに推測するわけでございますけども、ただ、今後我々もそれに追いつけ追い越せというような格好で、それとまた、もう一点は、広域で今、概ね3町になろうかと思っておりますけれども、この中でスマートタウン構想で、一緒に推理しようというふうに計画しておる状況でございますので、この国の動向のマイナンバー制度に関しましては、動向を考えながら、鑑みながら我々も推進していきたいというふうには思っておりますけども、ひょっとするとまた別な代替えのものうちの町には優位性があるのではなからうかということも又もう一つの一手だというふうに思っておりますので、今後の動向を見定めたいというふうに思います。

2番（松元勇治君）

インフラに関しましては、以上でよろしいです。
次をお願いします。

〔 町長 森田 俊彦 君 登壇 〕

町長（森田俊彦君）

次に第②項「農業分野における、地域 IoT 実装推進事業は、どのように計画されているか、また、対象作物は何を考えているか伺う。」とのご質問でございますが、農業分野における地域 IoT 実装推進事業の計画については、モデル農家のビニールハウスに温度・湿度等が測定できる機器を設置し、そこから得られる複数年の栽培管理データを共有・分析して、最終的には本町独自の科学的な栽培マニュアルの策定や、関係機関・団体等を交えた研修会の開催などを通じて、農家の生産性や所得の向上に資するものとなっております。

また、今回の事業における対象作物については、町技術員連絡協議会において協議し、本町の代表的な施設園芸野菜であるピーマンと、現在、町で推進を図っております熱帯果樹類のハウス栽培によるアボカドを予定しているところでございます。

なお、当事業は国の公募事業となっている為、先月、国に実施計画書を提出し、7月に採択事業が決定されることとなっております。

2番（松元勇治君）

本当に最先端のこのスマートタウンの中で、この農業分野もだいぶ基幹産業とされています、農業が注目される中では良いことかなと思います。

2月に農林技術者研修会というので、熊本の方に日本一トマトを作っている団地の所で、このスマート農業と言いますか、その方を見てきたんですが、課長も課長補佐の時に、あっ、行かれなかったですね、前課長が行かれましたね。すみません。一緒に行った中で、この日本の中でも175万人、平成27年に農業従事者がいらっしゃったそうなんですが、年々10万人ずつ減少していくという中で、29年度においては151万人と、どんどん人が少なくなっていく分をこういった最先端の分野の技術の方で補おうとしている。

また、生産向上、企画、安定した製品を作っていくという中でそういった情報を集積する所があるっていうのを勉強してきました。

この中で我が町は、その作物をトマトだったんですが、我が町は何を作物とされるのかという中で、部会があるわけなんですけど、その中でピーマンの方で、その部会の方はその事業の内容ほか周知されて、何か研修とかそういった広報としても勉強会とか始まっているんです

か。

町長（森田俊彦君）

経済課長に答弁させます。

経済課長（里中義郎君）

今議員からご指摘のありました部会員へのその周知の状況でございますが、議員が行われました研修を初めとしまして、今後、今作物の選定に当たりましても、みんなで協議をしながら行ったわけでありまして、その設置する意義、刈り等を今後また部会員等を含めて周知をしていきたいと思っております。

その話し合いは実際進んでいるところでございます。

以上です。

2番（松元勇治君）

これは県に一応申請はしてあるんですよね。その結果はいつ出るんですか。

経済課長（里中義郎君）

当事業の事業計画につきましては、先月、国の方に提出をしたところでありまして、先ほど町長の答弁もありましたとおり、7月に採択事業が決定されることとなっております。

以上です。

2番（松元勇治君）

実際見てきましたのでイメージは、私は湧いているんですが、なかなか形としては分からない部分があると思いますので、そういった、すごいセンサーを入れて照度計を入れてって、すごい機器を見てきて、それをインターネットに繋げてというすごい設備を見たんですが、ランニングコストもそんなに掛からない、だけどデータを蓄積していったって同じ製品を同じ品質のものをこの地域から出すというのには、すごく良いことかなと思います。

ただ佐多岬熱帯果樹施設整備事業におきまして、そこまで管理をするというのは、またデータ作りというのは大変な思いをしたいと思います、そっちの方も段階を追ってされる計画なんですか。

経済課長（里中義郎君）

大泊の熱帯果樹施設へのIoT機器の設置でございますが、今回の事業におきましては、導入台数が10台と限られており、また実際にピーマンとアボカドで生計を立てている経営者を優先したいということからですね、現在のところは、計画としてはないところでございます。

以上です。

2番（松元勇治君）

先進的なパッションフルーツ、アボカド、パイナップルというのをここ1年、2年成果が出てきそうなところで、しっかりとしたデータが取れた中で、安定した作物ができるように、こういった利用をしていただきたいと思います。

次、お願いします。

議長（大村明雄君）

休憩します。

10 : 58
～
11 : 08

議長（大村明雄君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

[町長 森田 俊彦 君 登壇]

町長（森田俊彦君）

次に、第③項「他の分野では何を計画されているか伺う。」とのご質問でございますが、IoT・AIを取巻く情勢は、日進月歩と言われるほど、技術の進歩が早い状況にあります。

このことから、全ての分野を優先すべきと捉えておりますが、まずは、町民の皆さんや職員がIoT・AIで何が出来るかを知ることが最優先であると考えております。

その中でも、教育プログラミング支援、子育て支援、農業を含む産業支援、役場庁舎内を皮切りとした業務改善や併せて情報通信網の整備、セキュリティ対策等、民間事業者と連携した検討を進めているところであります。

2番（松元勇治君）

まず教育の分野で、今少子化により小中一貫校とか色んな問題が出てきている中で、少ない子供たちに、実のある充実な教育をする為に、来年度から2020年度からプログラミングが必須化されると聞いておりますが、それに対応する、このICTの関係でどのような対応をされているのか伺います。

教育長（山崎洋一君）

今、松元議員のご質問ですけれども、教育部門におきましては、令和元年度予算におきまして、IoT、AI、ICT教育の一環といたしまして、小学校2校、児童用47台、中学校2校、生徒用50台、小中教員用12台、計109台の学校教育用タブレットコンピュータや、大型ディスプレイなどの導入を行い、ICT機器を利用した情報教育活用能力を高め、IoT社会に対応できる児童生徒の教育を行っています。

また、今出ましたように、令和2年度から小学校において始まるプログラミング教育に備えて、教育課程の編成のサポートも行ってまいります。

以上でございます。

2番（松元勇治君）

理解出来ました。先に進んでたつていうので分かりました。

あと他に、少なくなっていくてなかなか事業者としても難しいかなと思われまして、タシ業務に関しまして、AIを使ったらという話も聞いたこともあります。

また徘徊される方を対象に、発信機を入れたり、ビーコン入れて発信機を入れて検索するのもあると聞いておりますが、優先されたそういったのは国の指導があつてなのか、この町

からそういったのを導入したいがっていうのを言われて補助事業が来るのか、どのような流れでそういったのを貰えるんですかね。

町長（森田俊彦君）

今言われたご質問はですね、非常に重要な案件でありまして、今、国の施策、まち・ひと・しごとに始まりまして、サエティ5.0というスマートタウン構想関係があります。そういう状況の中で先程ちょっと触りを申し上げましたけれども、郡の町村会の方で、今回この事業に取り組もうという考え方を持っております。環境省の方の事業で取り組もうとしましたけど、非常に、これは非常に幅が広い状況でございましたので、今、国交省の分野で、今、手を挙げようとしております。

その状況の中で、先程ちょっと言われましたタクシーの件でございますけども、昨今、この非常に高齢者の交通事故等が誤作動で行われており、免許返納等の気風も何とかということになっておるんですけど、この田舎では非常に厳しい。

そういう状況を捉えまして、我々も広域でこの公共交通機関を何とか出来ないものだろうかというようなことを今計画しております。まだこれは、計画段階でございますので、実証をどの段階で出来るかということ、まだ申し上げにくいんですけども、今考えているのは、例えば、乗り合いタクシー等、もしくはAIを活用したタクシーが走る、そういう中で手形認証で、手形を当てるだけでペイチェックが出来るというような電子決済ですけれども、そういうようなことが出来るような整備が出来ないものだろうかということ、今検討している最中でございます。

それと、先程ちょっと高齢者の徘徊等を言われましたんですけども、GPSの問題も我々も考えたんですが、今までの状況から考えますと、色々な器具を使いましたが、ほとんど徘徊される方々は、外されて出て行ったり、もしくは、裸足で出たりされるものですから、今それに代わるということ、見守りカメラを各自治会に貸出しをしているというような状況でカバーしているつもりでございます。

2番（松元勇治君）

色んな分野で活用されるこの計画の中では、優先順位を決めてでも国の方に出しながら補助をいただいて、推進していただきたいと思っております。

徘徊される方に関しましての話をお聞きした中では、靴に発信機を入れてというのなかなか個人情報の中では難しいところもあると思うんですが、電池の機能も3ヶ月、4ヶ月持つ電池が今回開発されて、長く持つということで、そういったのが普及してくるというの聞いております。

そういったのでこういった事業が進んでいくようになったらいいと思っておりますので、進めていただきたいと思っております。

次をお願いします。

[町長 森田 俊彦 君 登壇]

町長（森田俊彦君）

次に、第2問第①項「売買、賃貸をスムーズに行えるよう行政、不動産業者、金融業者をマッチングする施策はできないか伺う。」とのご質問でございますが、本町では、空き家対策として、「空き家バンク」を平成22年から制度を開始しており、本年度からは空き地も含めた

「空き家・空き地バンク」として運用しております。

この制度は、空き家・空き地の所有者や管理者から情報提供を受け、ホームページ等で公開し、賃貸や購入希望者と所有者等の仲介や支援を行うものであります。

現在までに、130件の登録があり、売買15件、賃貸84件、計99件の実績となっております。

物件の登録や制度について、自治会や県人会等でも周知しておりますが、新規登録が少ない状況であり、先進事例等の情報収集に努めてまいります。

2番（松元勇治君）

2年前に空き家に関しましての情報収集をした会を作られたんですね。正式名称ちょっと忘れましたが、その結果として、まず撤去しなきゃいけない、またどうにか手を入れたら住める、そのまま住めるとか、そういったランク付けをされて、件数、また全体の件数とかいう中では、データが新しく出てましたらそのデータがあるんですかね。

町長（森田俊彦君）

担当課長に答弁させます。

建設課長（下園敬二君）

平成28年度に空き家の調査を行っております。

全体の空き家数は1,276棟でございました。そのうち損傷の少ないA、Bランクが788棟、61.8%です。Cランクが235棟、18.4%。倒壊の恐れのあるD、Eランク253棟、19.8%となっております。

以上です。

2番（松元勇治君）

専門の方が見られて手の入れ方とかそういったのを見られて、また基準が違いますので、数年前に聞いたのと、数字のランク別が違うから分からない部分もあるんですが、1,276トータルということ、よく言われます、空いているけど空いていない空き家っていうのを今、色んな所の地域で話されています。

どうしても見た感じ空いてる、だけど空いてない空き家という、中に物が入っていたり、盆正月に帰って来る、また畑を見る時には来て草刈りはするっていうのでも、見た感じは空き家なんだけどっていうのもありながら、空き家、特定空き家というのを認められると撤去とかあるから、とにかくたまには入って来て、見ようという方もいらっしゃる。まだそれは良い方だと思います。浄化槽の電源も入っているし、電気も落としてないし、実際シャワーの人たちも、月に2回ぐらい見に来てもらえるしっていうのなんかも良い方だと思うんですが、どうしてもこの空き家というのは、町の集落の中の真ん中にあたりとか、利便性の良い所にも空き家があって、なかなかここが解決すればいいのになんて思う中でも、この空き家対策というのは問題になっているところなんです、その中で今町長が述べられます、この企画課でも定住促進の中で、定住促進と空き家、来たらまず住む家という中では、定住促進事業の中で、企画の方で4事業、建設課の方で2つの事業を持たれて、6つの事業で定住してください、家を壊す時には補助金出します、また入る時にも助成します、色んな中でしているんですが、これも行政が出来るいっぱいのことを一生懸命されている状況だと思います。

このサービスを有効に活用されて年間 99 件ですかね、利用される流れもあると思うんですが、実際これに関しまして、もうちょっと専門家が入ることにより、活性される部分というのが他の町、町長が述べられる他の事例を聞きながらという中で、調べる中では、本当この空き家に関しては全国色んな所で四苦八苦と言いますか、知恵を出して解決策を求められているところなんです、このような業者ですね、金融機関、また土地建物取引の不動産と言われる方々とのマッチングによるという情報を、共有するという中では、長島の方ですね、コマーシャルに出る鹿児島の大きな不動産会社が出水の方に支店を作られて、前年度は 4、5 件しか決まらなかったのも、去年は 84 件ぐらい決まったらしいんですね。

ていうのは、貸す人たちは貸してもいいよという中では、じゃあ、私が手を入れてお金掛けて、次来た人たちに商品として貸せる状況にしてあげたら不動産屋っていいのはいいいわけで、不動産屋が利益を出すというよりも、不動産屋がある程度にお金を設定してもらえれば、売る人も幾らならその人は買うの、買う人も安い方がいい、売る人は高い方がいい、だけど相場が分からないって言って、やっぱり何件か揉めてる、揉めてるっていうか、煮詰まっていけない話もよくあるんですね。

また移住してきた人たちもよく何人も聞かれると思うんですが、どっか家ない、すぐ入れる家ないって言ってもなかなかそれがないというのは、空いてて空いてない、空きのない空き家なんです。

ということで、そういったのがスムーズにいく方法というのは、そういった業者を入れてという中の情報を流す、またそういった町にする形を作るという中で、流れが出てくると思うんですが、議会の方でも先日ちょっと講習会で皆さんで行ったんですが、ドイツの方では、中古車を買うみたいに、そのまま仕上げであつたらそのまますぐまた乗り出すことができるというような世代が、子育て世代の時には家は狭くてもよかったけど、もう皆大きくなったけど、家が大きくなって、大きな家に移りたい。また子ども達が出て行っても自分たちは小さな家でいいんだけど、こんな大きな家を何で作ってしまったんだろう、買ってしまったんだろうじゃないけど、それをまた売る時に、あとはもう老後施設に入りたい、色んな施設に入りたいっていうお金が欲しいっていう時に売りたい、そういった話の中に商品として、建物、空き家、空き地が登録されるという形までしたら、情報だけでもする行政と、また実際動かしてくれる民間の業者との流れの中でですね、その情報を流したりする、マッチングする施策というのは考えられないか伺います。

町長（森田俊彦君）

今、縷々お話伺いまして、長島の事だろうなというふうにも思っておりました。

後発で空き家対策を緊急的に組まれた状況で、仲介者が入った状況で非常に延びたというお話も聞いております。非常にこの長所と短所がある話かなというふうにも思っておりますが、本町の問題点はどちらかというとな新規登録がやはり進まない状況であるなということが一番の問題点でありまして、先ほど言われる、もうひと押ししてあげると登録しよう、またそういう仲介者がいらっしゃって価格相場をこうやってっていうふうに言っていたら、非常に進みやすいのかなというふうにも思っております。

また長島の状況の中では、民間業者というよりも、どちらかというとな地域おこし協力隊の人間が、担当者が 1 人付いて、それが土日と一緒に地域を回っているという実情が非常にこの良い点ではなかろうかなというふうにも思っております。

うちの方の事例でもですね、町内で不動産屋さんの看板が立ってるけれども、長期に亘って売買が成立しなかったんですが、本町の空き家バンクに登録した瞬間に 1 ヶ月のうちに

売買が成立したというような事例もございます。

どちらがいいというわけではないんですけれども、ただ状況としても我々もなるべく今後新規登録が進むような仕組みというものをですね、民間業者を介すのか、もしくはそういう担当者を付けるのかというようところで検討していきたいかなというふうに思っています。

2番（松元勇治君）

民間は手続きですので不動産業者が儲かるというわけではないですね。金額に合わせての手数料ですので、それを持ち家持ち家でその力を発揮していただくための情報を流すというマッチングのことで、これが分からない人は分からないままかなと思いますが、その中で、和歌山県に関しましては、定住世話人という方がいらっしゃるみたいですね。集落集落に選任された方がいて空き家を管理する。和歌山県那智勝浦町色川という所にあるらしいですが、そこは定住世話人を集落に設定されて、その人たちが、何故その家をどうにか出来ないのかという、もし移住してきた人に貸したら、その人がちょっと変な人だって迷惑かけたら困るでしょうという意見、あと一つが、何かお金に困っちゃいごっあつてやなくていう、金に困ってるから売らなんでしょう、売ったあろがって言われるとが、お金欲しさでこっから出て行ったあねって言やるのを言われたくないっていうのと、あと、時間経過によって老朽化していくものを誰かこてくいやっどかいってというような思いですよ。

だから、本人はどうにかしないとはいけないと思ってるんだけど、そういった世話人が聞くことによって、地域のためになつたら、じゃあ、どうにか決まるとおり見つけてくださいっていうまでを段取ってあげるって人がいるみたいなんです。そういった人たちがいるということは、この定住世話人という人が、もうそんなこつなら、タダんごして町にくるいごあいなら、おいがちょっと手を出すって言った人が、何か10件ぐらい家を買って、その人が人に家を貸してくれる段取りを自己資金でされたってというのが実例であって、それを何が悪いわけでもなくて、その地域の為になっているって話の事例が出ているみたいです。

あと高知県でサブリース事業というのがあって、町長が言われるウイークリーの方からの話が出たんですが、すぐ住める空き家でしたっけ、何でしたっけ、お試し住宅でしたよね。すいません。お試し住宅みたいなサブリース契約をすることによって、事業をすることによって、10年から12年の期間に、国の社会資本整備総合交付金という中で50%を賄ってもらう。あと高知県の県の事業で残りは25%、あと町が25%を負担しようという中で、借りる人から1万5千円いただければ、その整備された家を賄うことができるから、実質、町は旗振りしただけで、町はお金出すことなく、その事業が成立するっていうのでまた成功されている町もあるみたいです。

町長が話される何か地域の実例を調べながら、うちの町も空き家に関しては、色々検討していきたいという中では、そういったのもまた検討していただきたいなと思うところです。

次をお願いします。

[町長 森田 俊彦 君 登壇]

町長（森田俊彦君）

次に、第②項「空き家、空き地の管理状況を把握する空き家パトロールを行う計画は考えら

れないか伺う。」とのご質問でございますが、本町では、町内全域を対象に空き家調査を平成28年度に実施し、空き家の状態や件数など地域における現状が分かったところです。

空き家等の管理については、所有者により周辺的生活環境に悪影響を及ぼさないよう適切な管理が基本でありますので、家屋内の空気の入替えや、除草などの作業をシルバー人材センターに依頼して行っている事例もあると聞いております。

空き家の有効活用をするためにも、自治会長から情報収集と併せてパトロールも実施してまいります。

2番（松元勇治君）

このパトロールに関しましては、実態をまだこれだけの件数の多さからすると、把握できない部分もあると思うんですが、シルバー人材センターで受けている件数というのは、把握されてますか。

私の近所の所も実際シルバーの方が来られて、1ヶ月3,000円で2回来てもらえるのか、雨樋が詰まったりとか台風明けに木を撤去したり、折れた木を撤去したり、何したりというのはまた別なんですけど、もう詰まったり、そうしたりするとすぐにこの気候条件、色んな中では、家ダメになるみたいなんですけど、そういったのはシルバー人材センターの方の確認は。

他、個人でもされていると思いますが、そういった把握しないとパトロールしたり、連絡したり、何かしないといけないという状況になっていくのではないかと思います。どう思われますか。

町長（森田俊彦君）

担当課長に答弁させます。

企画課長（熊之細等君）

シルバー人材センターの管理の状況ですけれども、何件という件数まではちょっと確認はしておりませんが、先般、話を聞いた中ではですね、実際、窓の開け閉めであったり、草払いをお願いしている案件はあるということで聞いております。

2番（松元勇治君）

また高齢者とかですね、遠隔からの所有者という人たちは、なかなか空き家、空き地になったところに行けないという中で、どうしても町の考えからすると管理はしっかりしてくださいって言わないと、どうしても難しいところがあると思うんですね。そのまま駄目になっていくかもしれない。

できたらそれを商品といいますか、流れに乗って活用していただける方に進めていきたいところなんですけど、どこかこういった巡視する、巡回する、またそういった所有者に連絡をするというのは、町はしなきゃいけないのかな、どう思われますか。

町長（森田俊彦君）

この移住・定住に非常に直結する話だろうというふうに思っております。

先程ちょっとお話が出ましたお試し住宅、今根占地区に1棟ありまして今もう入ってらっしゃいます。また今後夏休み等にも入る状況になっておりますけれども、実はその管理の状況やら聞き取りのことをブロッズ人材センターの方に委託しておりまして、多分この夏にブロッズ人材センターの方の進めで空き家の方を買い取る格好で移住の方が入って来る、3人家

族の方なんですけれども、そして本町で農業を始めるといふようなことが進められようとしております。

今後の状況の中ではですね、そこはまだ空き家登録をされてなかったのではなかろうかと思うんですけれども、ブロッグ人材センターの方で個別に、こういう空き家を、個別にアタックしていただいております、そういう中で繋ぎをやっていただければというふうに我々等も思っております。

移住定住に関しまして、そこら辺を今のワストップ 窓口に出来ないもんだらうかということで今調整している最中でございます。

2番（松元勇治君）

もう一回言いますけど、その定住世話人っていうみたいな、実際まだ親身になるような、現場の声と言いますか、空き家になっている人は連絡を取れる人がいるわけですので、そういった人たちを選任した中で、その人たちが実際管理というか見るだけでもしてもらって、そういった空き家バンクの方との連絡を取り合うというふうな、何か密に動かしながらしなないと、どんどん商品、売り物にならないというか、形から壊れていくのをそのまま見ていくのもちょっと残念な思いしますので、空き家は良いうちに、空き家を本当の空き家にした商品として使えるようにですね、検討していただきたいと思っております。

次、お願いします。

[町長 森田 俊彦 君 登壇]

町長（森田俊彦君）

次に、第③項「遺産分割などの相続問題について、専門家による無料相談を定期的に行うことは考えられないか伺う。」とのご質問でございますが、固定資産等の相続問題については、所有者が亡くなられた折の親族会議等において、その相続権や管理者等について協議されることが通例であります。最近では財産放棄や町への無償譲渡などの相談が増えてきていると聞いております。

専門家による無料相談は、鹿児島県司法書士会により、南大隅地区司法書士法律相談センターが錦江町に設置されており、毎週月曜日に無料法律相談が開催され、また他にも、鹿児島県弁護士会による巡回無料法律相談も、7月と12月に本町で計画されていることから、これらの相談会を、有効に活用していただくよう周知に努めてまいります。

2番（松元勇治君）

空き家、空き地に関するだけで今回話ししますが、この遺産分割とかそういったことになった時点で、もし亡くなられた家という中で、遺産が発生した場合に、10ヶ月以内に色んな登記から変えないといけないわけですね。

そういった急いだ中では、町としてもこういったのがあるんですよというのは小まめに小まめに教えて、自分たちは直ぐに縁はないと思っても必要な時にはどうしたらいいかわからない部分もありますので、こういったのは情報は多く流していただきたいと思っております。

また空き家に関しまして、一人暮らしで住まれてる家、家にいらっしゃる在宅でいらっしゃる、治療されたりする中で、もし亡くなられた場合に、その一人暮らしという家が一番空き家にすぐなる確率が高いところなんですけど、一人暮らしというか、空き家になる予

備軍と言ったら失礼なんです、空き家になる確率が高くなっていくわけなんです、一人暮らしは何人ぐらい実際にいるものなのか伺います。

町長（森田俊彦君）

担当課長に答弁させます。

介護福祉課長（下園ひとみ君）

ただいまのご質問でございますが、一人暮らしの世帯は、住民基本台帳上では1,192名となっておりますが、その中で蒼水園や真寿園、グループホームなどの施設に入所の方を勘案しますと、おおよそ1,050名程と思われまます。

以上です。

2番（松元勇治君）

その件数が、今ある空き家と同数あるというのは、ここ近いうちに、だいぶ近いうちにすごい量で空き家がまだまだ増えてくる、管理が大変になる中では、こういった業者というか専門業者、宅建を持ってらっしゃるそういった方々にも加勢をもらいながら町も情報を流していかなくちゃいけないなと思います。

最後に、我が町の置かれてる人口の推移の状況で、人口問題研究所によりますと、2045年になると、この統計では7,500人いる平成30年度の資料というので出てますが、南大隅町7,542人が2,501人になるという、3分の1に25年後にはなると言われてます。少なからずもうここにいらっしゃる方々は、生きて最後の頃だと思んですけど、そういった頃にはもう3分の1しかいないのかなと思うと、この社会現象というのが怖くてですね、空き家っていうか、本当に、今地域で色んな行事をするのも限界だっていって、限界集落っていう名前使うな、限界を言うなって言われてるんですが、一生懸命頑張れ頑張れっていうこの年、高齢の年代の、頑張れ精神だけじゃもう始まらなくて、結果をちゃんと周知しながら認めて、この状況というのが倍、またそこ10年以内なのか5年以内なのか分かりませんが、増えていくような空き家に関しましては、本当に住んで来てくれた人が、どっか家ないのって言いながら、隣の町にやった経験が何件かあるんですが、そこを考えた時にはですね、空き家で完全に使える空き家というのを整備していただきたいと思います。

以上で、一般質問を終わります。

（「答弁はいらぬの。」との議長の声あり。）

答弁はいいです。分かってます。

議長（大村明雄君）

次に、浪瀬敦郎君の発言を許します。

〔 議員 浪瀬 敦郎 君 登壇 〕

1番（浪瀬敦郎君）

今2045年が出ましたけど、その頃いない私でございます。

今年も梅雨に入り、大雨による土砂災害の心配をされる季節となりました。特に山間部

や河川流域など、大雨による災害発生への恐れのある危険地域については、行政としても、十分な注意喚起と災害発生時の初動について、万全な体制で望まれるようお願い申し上げます。

今回、町民生活に密着する道路改良について、3路線について、住民要望をお聞きしましたので質問いたします。

まず、第1問目に町道門木柿迫線の改良についてですが、佐多地区の大中尾、辺塚に行く時、ほとんどの方がそうだと思いますが、横別府経由で高規格道路を通って行かれます。

柿迫自治会の十字路手前の一部区間が狭い為に、離合がしにくいことと、特に高規格道路から町道へ入ってきた車は、かなりのスピードで走行して来る為、地域住民から危ないとの声を多く聞きますので、部分的に改良は出来ないかお伺いします。

次に2問目ですが、根占中学校裏門入り口は、朝の通勤時間帯そこ30分程度の時間ですが、子どもを送って来る保護者の車で、後続車が渋滞する為、日常的に危険な状態が続いております。

佐多地区への通勤の方や、鹿屋方面への通勤の方々においては、特に感じている町民も多いと思います。

そこで、左折レーン・右折レーンの設置を道路管理者である県に要望出来ないかお伺いします。

最後に、県道辺塚根占線については、昨年度から水枝谷地区は整備に着手され、間もなく工事も完了になるようです。県の方で早急に対応していただき、感謝しているところでございます。

しかしながら、自転車競技場入り口から出口自治会三叉路までの区間については、まだ手つかずの状態ではありますが、日常的に大型車の往来が多く離合は不可能であり、併せて、来年度はインターハイや引続き一大イベントであります国体自転車競技の開催も目前に控えており、早急な改良工事が必要と感じております。

私が前回質問してから、その後、どのような事業計画になっているか進捗状況をお伺いします。

以上で、壇上からの質問を終わります。

[町長 森田 俊彦 君 登壇]

町長（森田俊彦君）

浪瀬議員の第1問第①項「大隅縦貫道への近道として、町道門木柿迫線の改良を考えられないか伺う。」とのご質問でございますが、県道68号鹿屋吾平佐多線に接続する町道門木柿迫線は、一級町道として交通や輸送に重要な町道であります。

しかし、旧滑川小学校方面から県道68号までの区間については、近傍に旧県道である一級町道横別府上線があり、同じく県道68号と接続されています。

門木柿迫線は1車線ですが、横別府上線は2車線と幅員も広く、また県道68号との接続部においても左右の見通しが良い為、交通事故防止の観点から、なるべく横別府上線の通行をお願いしたいと考えております。

門木柿迫線の改良については、今後の大隅縦貫道の整備状況を勘案しながら、検討してまいりたいと考えております。

1番（浪瀬敦郎君）

確かに町長がおっしゃったように、いけばインターじゃないですけど、あの道路を使えばよ

ろしいんですけど、やはり、やっぱり人間の心理的に町長も通られると思うんですが、辺塚とか行かれる時は、どうしてもあそこを通ってしまうんですね。それで農作業時期になると車が停まっていたりということで、どうしても私はもう前から思ってたんですが。それで、おまけに上から来た高規格道路、スピードが出てるんですね。スピードが80とか恐らく60以上の車両が入り込む時にブレーキを踏むのが遅れたりしてオーバーランして、接触するという危険性も多々あると思うんです。それで、柿迫線、柿迫自治会からの利用者はあそこを優先的に使うと思うんです。

そういう方々に迷惑をかけないようにですね、是非、早急に拡幅とか、それから一時的に離合する場所、用地を提供してもらおうか、用地買収するかして検討していただきたいと思います。

その点はどうか。

町長（森田俊彦君）

私もなるべく横別府上線を利用するように今から努めてまいりたいと思いますが、あそここの離合箇所では、非常に危険箇所もあるのかなというふうには認識しております。

今の交通量の状況等も勘案しながら、ただ68号に出る所ですね、見通しの悪さという部分もありますし、また過去にも事故の事例等も発生しております。そこら辺もやはり考慮しなければならないのかなというふうに思っております。

とりあえずは、まだ今のところ距離的にはですね、ほとんど変わらない距離になりますので、この横別府上線の利用の方をまずお勧めする事と、それとまた交通量、またそこら辺の状況を見ながら、離合箇所に関しましてはちょっと考えていきたいというふうに思います。

1番（浪瀬敦郎君）

とりあえずは中型以上の車両は進入禁止とか、そういう方法でもですね、やっていただければ。農作業に関する車は別としてあそこを近道にする、それを防ぐということで考えていただきたい。

次、お願いします。

[町長 森田 俊彦 君 登壇]

町長（森田俊彦君）

次に第②項「国道269号線根占中学校入り口に通行区分帯の要望はできないか伺う。」とのご質問でございますが、国道269号線根占中学校入り口付近は、特に朝の時間帯においてスクールバスや生徒送迎用の車両の出入りが多い日もある状況でございます。その為、通行区分帯設置については、道路管理者である県と公安委員会などの関係機関が協議していただく必要があると思われれます。

今後、学校管理者である教育委員会の意見も伺いながら、通行区分帯設置が必要であるとの判断になれば、県へ要望したいと考えております。

1番（浪瀬敦郎君）

最近、錦江町の道の駅ですか、あそこに出来たんですね。あそこは商業地域を守る為なのか、こちらは児童を守る為の施策ですので、こっちを重点的にやってもらうような努力

をしていただきたい。

そしてまた、スクールバスが出る場合に、上も下も停まっちゃうんですね。保護者が入りたい時は、上からも下からも入れないんです。

その対策として、とりあえず裏門を広げる。バスが入口におっても国道から入れるそういう対策は考えられませんか。

教育長（山崎洋一君）

状況等をば学校側と協議して考えていかなきゃいけないだろうと思いますが、議員のおっしゃる保護者の車が送り迎えするということに関しましては、これは如何なもんかと思っ

ているところでございます。例えば、私が勤めておりました和田中は、鹿児島市内はほとんどそうですけれども、保護者の車は学校敷地内には入れないと、これは原則でございます。と言いますのは、もし学校の敷地内に入って来た車が生徒との接触事故を起こした場合に、学校の管理責任者にあたる学校長に責任が、その上である教育委員会に責任があるということがございますので、学校の敷地内には車は入れないと、保護者の車を入れないというのが原則でございます。

そういうことを考えると、じゃあ根占中学校の朝、送り迎えするというのは学校まで送って来るのはどうだろうかということが一つ疑問がございます。

もう一つは、鹿児島市内の送り迎えをする子供たちの保護者については、ほとんどが学校の近くでは降ろしません。もし学校の近くに降ろすと交通渋滞を起こすというのが分かっておりますので、大きな道路で事故のないような所で降ろしております。これが現状でございます。しかも、私がいました和田中学校は、一番遠い子供たちで4.4キロ歩いて来ます。その子供たちさえ、雨の降る日も傘を差して歩いて来る現状がございますから、根占中学校の一番遠い子どもでも2キロは無いだろうと思っ

てるところでございます。そういうような事も考えると、保護者の送り迎えについてもちょっと考慮していただけたらどうだろうか。私はこの質問が出た時にふと考えたところでございます。

今後、学校側と協議しながら、PTAとも協議しながら、このことについては、裏門の所にこういう標識を付けて入れることがいいのか悪いのか、事故防止の為には必要なのか、或いはスクールバス等が出入りする時に必要であるか、そういうようなところを判断して、もし必要であれば要望してまいりたいというふうには考えているところでございます。

以上です。

1 番（浪瀬敦郎君）

どうも教育長のおっしゃることは綺麗ごとにはしか聞こえないもんですから、これを保護者に対してですね、強く教育長が言ってもらえれば、効果が出るか出ないかは分かりませんが、私も孫たちがですね、今大きくなっていませんけど、やっぱ送って行きおったですよ。はっきり言って、雨とか台風とかそこらはやっぱり。

それとまた、大会がある時に町外からの人たちが来るんですね。それも同じような現象が起こるんですよ。そういう人たちも周知徹底せんないかんのか、いっそ門を閉めるか、それぐらいせんと効力はないと思うんですね。

そこは教育長、学校側と保護者と恨まれないようにやってください。

次、お願いします。

[町長 森田 俊彦 君 登壇]

町長（森田俊彦君）

次に第③項「県道辺塚根占線出口地区の今後の改良計画について伺う。」とのご質問でございますが、県道辺塚根占線の改良工事について、2工区である水枝谷地区で現在工事が進められているところでございます。

県大隅地域振興局へ3工区である出口地区について、進捗状況を確認しましたところ、現在測量設計は終了し、用地買収を進めているところであり、今後とも着実な推進を図ってまいりますとのことでございます。

町としましても地域住民の生活や産業振興の路線として、また観光や国体等を踏まえ、縦貫道とともに重要な路線として早期完成を要望しているところであり、今後ともお願いしていくつもりでございます。

1 番（浪瀬敦郎君）

色んな行政の仕事に関して思うんですが、国体がある、来たから県の方は作業したのか。兼ね日頃の状況を見て拡張したのか、そこらはどうですか。

町長（森田俊彦君）

常日頃からこの出口のあそこの所は、離合が大型車両とか大変だなと、それと木が覆い被さってきておりますので、非常にこの中央側に来られる、そういう危険箇所であるというふうな事を、

（「町長、マイクを意識して。」との議長の声あり。）

考えておりました、お願いしていた状況でございました。

また、今回国体というタイミングがありましたので、それに合わせて何とかやってくださいというようなこと、それと先ほど答弁で申し上げましたとおり、縦貫道が縦に走っていく状況の中に、根占地区に、縦貫道に、この横に入る路線として一番重要でないかというようなことを今回申上げて、要望をしておる状況でございます。

1 番（浪瀬敦郎君）

日常、生コン車が、工場があるもんですから離合が出来ない状況を大いに見ております。是非これを強く、急いでもらって、早期完成をお願いして一般質問を終わります。

議長（大村明雄君）

休憩します。

11 : 55
～
13 : 00

議長（大村明雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、水谷俊一君の発言を許します。

〔 議員 水谷 俊一 君 登壇 〕

6番（水谷俊一君）

6月になり24節気では「芒種」稲や麦などの穂の出る植物の種を蒔く季節を迎えています。

田んぼには水が引かれ、既に田植えを終えた所もあちらこちらで見受けられます。

そのような光景の中、草が生い茂り、人の手が入らなくなった耕作放棄地が目につく様になりました。こういった状況を目にすると、豊かで、活気のあった地域が、次第に疲弊してゆく、どことなく寂しい気持ちになってしまうのは私だけでしょうか。

少々、遅きに失した感はありますが、足元に目を向け、地域コミュニティのあり方について、今回は考えてみたいと思います。

少子高齢化の進む本町において、住み慣れた地域に最後まで住み続けることが、どれほど難しいことか、皆が分かっています。

互助・共助とは言うものの、自治会中心のコミュニティの在り方では、それもままならないのが現実。この状況を再生し、新たな地域コミュニティを構築することは、たやすいことではありません。

町長は、施政方針の中で「IoT・AIを活用したスマートタウンの推進」を今年のキャッチフレーズとして、新たなまちづくりの方向性を示されましたが、その具体策を伺います。

最初に断っておきますが、私がこれから話を進める「新たなコミュニティ組織」は、現状の自治会組織を代替えるものではなく、各自治会の組織を基本としながら、少子高齢化及び過疎化等において、個別の自治会だけでは対応が困難な課題にのみ対応する組織であることを理解していただきたい。とはいえ、これといった処方箋も特効薬もない中で、新たな地域コミュニティを構築することは、不可能だと言われるかもしれません。出来ないことを100上げる事などたやすいことです。

しかし、そんな暇があったら、出来ることを1つでも考え、実行していくべきだと自分にも言い聞かせています。

それでは、地域コミュニティの再構築が必要だと考えているか、町長の考えを伺います。

最後に、住民福祉の観点から、この問題を考えてみたいと思います。

厚生労働省は、2025年を目途に、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることが出来るよう、地域の包括的な支援・サービスの提供体制を構築していくとしています。いわゆる、これが「地域包括システム」です。今後、都道府県を初め、市町村でも取組みが本格化していくものと思っていますが、本町にとって決して避けては通れない事業であり、早急に取り組むべき事業であるとも考えます。

厚生労働省は、この体制を構築するに当たり、市町村や都道府県が地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要としています。その為には、主体となる、地域コミュニティの構築が必要不可欠であることは言うまでもありません。

そこで、本町における地域包括システム構築の必要性をどのように考えるか。また、その現状を伺い、私の壇上からの質問を終わります。

町長（森田俊彦君）

水谷議員の第1問第①項「IoT、AIを活用したスマートタウンの推進を今年のキャッチフレーズにされているが、その具体策を伺う。」とのご質問でございますが、少子高齢社会による人口減少や地域産業における人材不足の課題を医療、福祉、防災、農業等様々な分野において、全ての物がインターネットと繋がるIoTとAIなどの新しい技術を取入れたまちづくりを進めて参ります。その為にも、最新のIT関連情報を入手し、職員のIT活用の認識の向上を図り、また情報通信網の未整備地区については、民間事業者と連携した通信環境整備の検討を進めてまいります。

6番（水谷俊一君）

今、答弁いただいたんですが、質問、具体的に、どういう施策を考えているのか。

IoT・AIを活用して、スマートタウンを推進していくという中で、具体的には、どのような施策を考えておられるのか、今年度。要するに、今年のキャッチフレーズですので、今現在どういうことを具体的にやろうと考えてられるのか、あれば、その2、3伺いたいと思います。

町長（森田俊彦君）

担当課長に答弁させます。

企画課長（熊之細等君）

具体的にITの事業をとということでございますけれども、現在、先ほども一般質問の中で出ましたけれども、教育プログラムの関係、或いは子育て包括支援の、今活用したやり取りが出来ないかっていう部分、あと経済課関係のIT実装推進事業。あと今考えているのが、役場内での業務改善ですけれども、それが業務改善を進めていく中で、何か出来ないのかってということで、取組んでおります。

また情報通信網の未整備地区ですけれども、光回線の未整備地区もございますので、そこについても、民間事業者と連携した形で何らかの方法が出来ないか進めているところでございます。

6番（水谷俊一君）

もうちょっと何か具体的なのが出てくるのかなっていうふうに思うんですが、これからののかなっていう気もしております。

実際IoTとそれとAIというものを使って、これももう別もんですね、IoTとAIを使って、スマートタウンを構築していくと、つくっていくという、キャッチフレーズになるんですが、目的はスマートタウンをつくることですね。その為に手段としてIoTやAIを生かしていくと、その中で今、具体的に何かあるんですかという話ですが、先ほどの農業、経済課関係の事業、教育委員会関係の事業なんですが、IoT・ICTそれとICも一緒なんですが、AIと3つあるんですけれども、先ほどの松元議員の答弁の中でも色々とその言葉が飛び交うんですが、3つとも違うんですね、これ絶対違んです。だからそれを間違えたら、何をやっていいのか、何をするのか、それはもう全然分からないと思うんですが、このIoTという、今ここに町長がもう出してらっしゃいますので、まずIoTから絞ってやった時に、IoTを活用したまちづくりということになるかと思うんです。

先ほど松元議員のところでも示された経済課の取組みっていうのは、これは ICT なんですね。要するに、インフォメーションそれとコミュニケーションのテクノロジーです。ICT です。要するに情報を伝達して、色々な情報を取って、そこからまた始めていくということになるんですが、IoT とは何ぞやと皆さん分かってらっしゃいますか。私が言った方がいいですか。大丈夫ですか。いいですか。もし分かってれば、IoT どういうことをやるかっていうことが分かっていれば答弁いただきたいと思います。

企画課長（熊之細等君）

IoT ですけれども、簡単に言いますと、今までインターネットに繋がっていなかった物を、インターネットに繋いでいくということというふうに理解をしております。

6 番（水谷俊一君）

そうですね、インターネットオブシングスです。シングス、物です。物にインターネットを組み込んだり、繋げたりして使って活用していく。先ほどの経済課のデータを集めて温度管理をするんですけれども、それは IoT ではないんですね、集めた中で、じゃー自動的にこちらから制御して何度になったら温度を上げる、下げる、それが自動的に出来るようになって IoT なんですね。

だから IoT をするのであれば、その技術を推進していかないといけない。だから、目的をきちっと持って IoT・ICT・AI というものを作っていかないと、ただ言葉を羅列しただけでは、コンピュータを使ったり、インターネットを使ったものを一緒にたにしてしまっても、目標を見失うような気がするんです。

今後、今、色々教育の分野であったりとか、農業の分野であったりとかっていうふうに言われるんですが、私、今回地域づくり、地域のコミュニティの再構築ということで話をさせていただいております。

先ほども住基ネットじゃないんですけれども、そういうマイナンバーカード、それももうちょっと普及させないということなんですけど、実際、スマートタウンを構築していく上で、必要なのは、やっぱり個人情報なんですね。それをいかに集めて、みんながそれを共有出来るようになるかというのが 1 番大事だと思うんですが、この IoT・AI を生かしたスマートタウンをつくっていく、要するに私が今回聞いたかったのはここなんです。

私はもうコミュニティの再構築を言ってますので、どういうスマートタウンをつくりたいのか。どういうまちをつくらせて行きたいのかっていう、農業をやる、介護に役立つ、云々ではなくて、これを生かして、どういうまちづくりを、スマートタウンをつくらせていくのかっていうビジョンを持っていらっしゃれば、お伺いしたいというふうに思うんですが。

町長（森田俊彦君）

非常にありがたいお話をいただいております。

定義としての AI・IoT・ICT これに RPA が入ってくるのかなというふうには思っております。これらのものを活用してということになってくるかと思っておりますけど、松元議員のところでも答弁したかと思うんですけれども、まず、今のこの技術は、日進月歩でございまして、今の技術の中で、今うちの町で何が 1 番取り入れられるのかというようなことを、まず検証しなければならんのかなというふうに思っております。

ただ、その時にインフラ整備として 30%の所がこの通信網が入って来れない。今コミュニティの話をされておりますけれども、農業分野でもそうなんですけど、この 30%の地区っていうのが、1 番問題だろうというふうに私は思っております。

過疎化が進んでおったり、若しくは農畜産の地域であったり、山間部であったりという
ような所だと思っております。

そういう所に福祉の面で、例えばタブレット等やらスマートフォン等に情報発信をする、そういう仕
組みを作るにしてみても、1番困った所に、そういう通信が行かないのが、1番ネックであろ
うということでございます。

まずは、我々が何が出来るのかということ、まず知らなければならないということ、
それから地域住民にそれが受け入れられるかということが、まず大事でございますので、
そういう研修会、講習会等をまず先にやっていかなければなりませんけれども、それと同
時進行で、インフラ整備もやっていかなければならない。ただ今回、総務省の考え方として、
国が補助金で民間がこの通信網を作っていくという仕組みになっておりますから、その点
から言うと我々はこのエリアを優先的にやって下さいということをまず要請していかなけれ
ばならないだろうと、ただ、その時に何に使うのかということが明確になっていなければ、
なかなか説得力がない話でございます。

だから、国としては地方を優先的に、この通信網の整備をするということを明言されて
おりますので、我々としても、何々で使う、先ほど議員はこれを早く明確に何をするのか
ということに言われますけれども、これはもう同時多発的に何もかも必要だというふうに
考えてます。

先ほど言うコミュニティを中心に考えると、防災の問題、見守りの問題、お買い物の問題、医
療の問題、そういう福祉、総合的に勘案した時に、そういう情報通信ネットワーク網が必要であ
ろうと思いますし、松元議員のところでも話した時に、タクシーの話も出てきましたけれども、
今郡で、広域で、皆さん方で公共交通に代替をするものを手形認証でやろうとしています。
これは誰でも手を当てると、もう、識別反応出来るという、そういう仕組み、それに金融
機関がマッチングしまして、口座から引落としをされる、若しくは町が、誰がどのぐらい利用し
ているということ把握していく、そういうようなことを今後構築して行こうと、1番コミュ
ニティに近いところで、今やろうとしてるのは、これだというふうに思います。

農業分野においては、今 IoT・ICT が行き届かない所があります。こういう部分では、AI
を今使いまして、データを今、取りためております。

これをクラウドに入れるのではなくて、そこで構築したものを独自の、云わば仕組みとして、
作り上げて行くことによって、本町の特性が出来るだろうと、そしてまたその農業を、こ
の地域でやる時の1つのツールになる為の、データ管理をしていこうというようなことを、これ
一例ですけれども、そういうようなことを今、計画しております。

6番（水谷俊一君）

今おっしゃるような事だと思うんですね、スマートタウン自体、今1つのものに絞らずに、全般
ひっくるめての話であろうと思います。だからそれを、優先的にやっていこうという、ど
れからっていうわけではないというふうにおっしゃいます。

だから、今このスマートタウン、要するに ICT を活用した新しいまちづくりの中で、何が必要か
って、プラットフォームです。要するに、さっき言いました、色んな情報を1ヶ所に集める、これ
はクラウドイングかもしれないんですけども、ここに集めて、今さっき言われたタクシーも、個人
の方の手の認証をここにあるから、タクシー事業者がそれを拾って、これを識別できる。だから
ここに上げないことには、識別も何も出来ないんです。ということは、要するにスマートタウン
をつくっていこう、ICT を活用しようと思えば、町がいかにか個人情報アップするかという、
それをつくるかということなんです。プラットフォームをいち早く作っていかないと、IoT と ICT

には乗り遅れますという事なんですね。

だからまずやるべきは、そういう体制を構築すること、もし今後 IoT・ICT を活用していこうと思えばですね。そこは早急にちょっと皆さんで勉強されて取組むべき場所だと思います。

プラットフォームづくりです。いかにそこに上げていって、町民の理解を得て、その個人情報をそこにアップするか、それは病院からも取りに来れます。だから、災害が起きた場合は、消防からも取りに行けます。警察からも取りに行けます。みんなが共有出来る、そのプラットフォームに、そこに情報をいかに共有するかが、今後こういう防災に、色んなスマートタウンって言われる、そういうものに先進的なまちづくりになってこようと思います。

たださっき町長おっしゃいましたように、1 番必要な場所に今、通信が繋がらない状況っていう、これが 1 番問題なんです。

だから、私が言いたいのも、最終的にそこに持っていきたいというふうには思うんですが、先ほど松元議員の話でも、だからそこに光を引っ張るにしてもこれは大変だと、引っ張ったところで、みんなが何人の方が手を挙げて、じゃー利用しますと言ってくれるかっていうのも大変。そうなった時の 5G の話が出ました。第 5 世代のモバイル通信です。携帯を使って、モバイル通信なんですけど、5G になれば画期的に色んなものが変わってくるんですが、ただ、これの 1 つの欠点というのが、速くてすごく便利なんですけど、周波数的に、高い周波数を使っていきます。私もまだ素人なんですけど、今のやつっていうのは、電波が丸く広範囲に広がってるんですけど、直線的に来ます。だから早いんです。だから、それは障害物があつたら行かないということです。

だからそういう山間部であつたり、反対側に、電波塔の反対側になった部分というのは、殆んど繋がらないというふうに思っていていいというふうに思います。それを整備する為には、何本も電波塔を建てないといけない。

だから、それが普及して、そこまで行くには、1、2 年の問題じゃないよねという、それこそ長期的に行くか、それか国が進めるのは、それよりはコンパクトシティをつくって下さいよというのは、みんな 1 ヶ所にまとまって、それが使える場所にして下さいよっていう話になるかもしれないです。

だから、なかなかそういう所に情報網を持って行くっていうのは、大変だろうなと思います。

AI・IoT を活用して、スマートタウンをつくっていく、これが今後我々の町の未来かって言われた時に、未来には私はなり得ないと、ただ目指すところはそこだとは思いますが、我々の町の課題というのは、もう喫緊の課題であって、10 年後、20 年後を見据えたところで、これは町の状態がどうなってるか分からない。来年、再来年の事を考えながら、まず手を打っていかないといけない時に、IoT・AI ばかりに力を注いでも、なかなかこれは、今のところ前に進まない。

我々は、色んなものが出来上がった時にそれを活用させてもらえればいいわけであって、何もこの IoT・AI への先進の町になる必要ないと私的には考えます。それよりは、まだ今出来ること、アナログであっても出来ることを一つ一つ手を打って行くのが大事なのではないかというふうに考えております。

今回、こういう施政方針の中にも謳われて、今年目標として、IoT・AI を活かしたスマートタウンの推進という部分にあるんですが、非常に先の見えない、私的にはですね、先の見えない今年がキャッチルーズだったなど、何か目標とすればあやふやで、何かこう、もうちょっとこう具体性が欲しかったなというふうに思います。

今年出来る事を、今年のやはり目標、キャッチフレーズとすることが、大事じゃないかなと、これからはそれを考えてキャッチフレーズもっていうふうに思うんですが、これは、5年、10年の町長の目標で、これは上げますと、ただ単年度的には、これを目標にする為には、今年目標はこれですと、具体的にこれからは出していただきたいなっていうふうに思います。

ちょっと、嫌味なことを言うと思いますが、このキャッチフレーズにはすぐわない言葉ではなかったのかなというふうに思います。

次、よろしくをお願いします。

何かあれば、いいです。はい。一言。

（「議長いいですか。」との町長の声あり）

町長（森田俊彦君）

ご提言ありがとうございます。

私としまして、AI・IoTの推進が今年のキャッチフレーズということになってるんですけど、実は私の感覚としましては、これは非常に速いスピードで、世の中が変わるであろうという、国の政策もそうであろうと思いますけど、逆にまだ遅いぐらいだというふうに思っております、急務だということを感じております。

ただ、インフラ整備等に関しまして、先ほど議員がおっしゃるように5Gであると、非常に高額にもなりますし、高速通信でございますので、データ量も非常に、大した量になるかと思うんですけど、今、打ち合わせ段階ですけれども、そういう費用対効果もあるかとは思いますが、さほど通信速度がそんなに早くなくても送れさえすればいいという状況のものと、電波の特性の部分で4Gでいいのではなかろうかというようなご意見もいただいております。

それでいくとインフラ整備も非常にやりやすいし、民間の方々も参入しやすいのかなというふうなことを今検討しておる最中です。

キャッチフレーズの件でございますけども、これは本当に早い話と、それともう1つには人口が減少していく中で、人材がいらないということです。人がいない部分を、今外国人就労者等の話がございまして、そうではなくて、まずは、その地域の方々、1番使いやすいツールをどうやったら使えるのかというようなことを、まず検討すべきであろう、そしてそういうインフラ整備が我々の支援というか、行政サービスでなかろうかというふうに思っております。

出来上がったものを使うのは住民の方々なんで、それをどうやって1番いいものが使えるかというようなことは、もう本当にこの農業の分野だろうが、他の観光産業においても、福祉においても、同じようなことが言えますので、これは急務だというふうに私は思っておりますので、ぜひそこはご理解ください。

よろしいでしょうか次に行って。

〔 町長 森田 俊彦 君 登壇 〕

町長（森田俊彦君）

次に第②項「本町において地域コミュニティの再構築が必要だと考えているか伺う。」とのご質問でございますが、自治会においては、人口減少、少子高齢化等により、自治会活動が困

難になってきている自治会もあると感じております。

現在、自分たちの住む地域の生活・福祉課題を関係機関と連携し、協働しながら解決に向けて協議する「地区社会福祉協議会」の設立を進めているところでありますが、将来的には、福祉分野だけではなく全てを対応できる組織の構築は、必要ではないかと考えております。

6番（水谷俊一君）

先ほどちょこっと壇上の方で話さしていただきました。

新たなコミュニティっていうのは、皆さんピンと来られないだろうなど、普通に考えれば、自治会を何とか統合して、何とか一つのもんにして、もうちょっとやったらどうだっていうふうに考えているのかなっていうふうに考えられた部分もあると思うんですが、自治会統合っていうのは、なかなか難しいところがあって、4、5年前ですかね、何度か私もこの一般質問を出してきた時に、何とか自治会をというふうには思ったんですが、色々やっぱり地域に入って話を聞いてみると、これはもう、統合しようと思う方が間違いで、何とかこれをこのまま生かす方法を考えていかないと無理だなというふうに考えます。

地域同士が話し合っ一緒になりましょうと言われる所は、それはもう全然問題はないと思うんですが、無理に離れとく必要はないと思うんですが、これを無理にくっつける必要はないだろうと、今までどおりの自治会の組織をしていただく、この各自治会ごとに出て来なくなってきた事業、さっきの福祉であったり、防災であったりとか、色々な話の部分が出てくるんですが、これを受け持つコミュニティというのを、その上というか、ひとつ広域で作って、それとあと、本庁、要するに行政の中心となる役場と繋がっていくという考え方を最初で持った方がいいのではないかなっていうふうに、これは個人的な考えですけども、その辺を町長の方に話しせずに、今回、この質問を出したんですが、私のこの考え方に対して、町長、何か考えがあれば答弁いただきたいと思います。

町長（森田俊彦君）

壇上で議員が申されたように自治会合併をするつもりではないという断りを入れられたのは、非常に正解かなと思っております。

我々も数年前、自治会の統合を促した経緯がございますけれども、よくよく聞取り等をしますと、統合しても意味がない。若しくは、課題としては残ってしまうというようなことになってくるのかなと思っております。

自治会自体の大小はあります。もちろん。数が減っていく自治会等もある状況の中で、何とかその自治を守ろうとする方々もいらっしゃる。そういう方々が、逆に言うと合併とか統合ではなくて、今回先ほど答弁で申しましたように、地区社協のお話をしましたが、そこで非常に課題等を出していただきました。1年間かけて担当課と社会福祉協議会が向いて行って、地域リーダーの方々と色々な話をしていくその中で、千差万別の課題が出てくるわけです。それを1つずつ、じゃ地域で解決出来る方法はないのかと、その話になった時に、初めて皆さん方が1つになった格好というふうに、本当に突然、ターニングポイントがあって、その瞬間を超えた瞬間に、これは出来るよねという話になった瞬間に、地区社協が出来上がったというふうに、私理解しております。

このコミュニティの在り方っていうのは、これは福祉においての話になるので、議員がおっしゃってる、別なこのコミュニティの話は、時々色々なニュースで、他の地区の色々なコミュニティが、色々な事業され、あれを見たら非常にうらやましいなという気がしております。そういう時

に、やっぱり素晴らしい地域リーダーがいらっしやっただということ、私も裏づけでお聞きしたり、見たりしますので、素晴らしい地区ではあるなど、だから言ってらっしゃる意味はよく分かりますので、非常にその意見には賛同するところであります。

6 番（水谷俊一君）

そのコミュニティ作りは、また後段の方でちょっと話したいと思うんですが、実際、そういうことだと思います。地区社協を作られながらというところで、やはり地域住民の信頼を得られないとなかなか、自分たちの思いを吐露して下さらない、きちっと出して下さらない。それが出来ないことには、何を作ったらいいか何をやったらいいかが、職員とか、やはり我々には見えてこないというところ、要は、いかに地域の方々の本音を引っ張り出すかが、こういうコミュニティを作っていく中では、1番の問題だろうなど、今、地区社協のお話もありましたけれども、うちとすれば、先進的にそれで動いてる部分があって、何らかのそれが道標にはなるのかなっていうふうに、私も考えてはおります。

だから、先ほど松元議員の方から、空き家の対策、それは見守る人がいたらいいよねということ。だからそれを、その地域ごとに、きちっと組織付けて作っていく。それは全てその地域の空き家の問題であったりとか、福祉の問題であったり、それから生活支援の問題であったりとか、子育ても然りですね、全ての問題に対して、みんなが話し合いをしながら、どうやればうまくいくか、最後の最後が公助だと思うんですが、そこに行き着く前に、みんなで問題点を出して、考えながら動いていくことが、非常に地域にとってのプラスになるんじゃないかというふうに私は考えております。

今回、色んな問題がある中で、とりあえずその福祉を中心に、地域づくりということで、今回挙げさせてもらうんですが、色んな面で地域の問題点がある中で、うちの町が先ほどあったように、地区社協で動いてるという状況の中で、1つそういう地域をまとめていく中での問題点とか、色々な、今までやってきた、ここ2年間ぐらい行動してきた実績がありますので、その辺を踏まえて、ちょっとお話が出来ればなというふうに思いましたので、まず初めに福祉を中心とした、コミュニティづくりを住民福祉の観点から、ちょっと探ればなというふうに思います。

すいません3問目をお願いします。

〔 町長 森田 俊彦 君 登壇 〕

町長（森田俊彦君）

次に第③項「本町における、地域包括ケアシステム構築の必要性をどのように考えるか、また、その現状を伺う。」とのご質問でございますが、地域包括ケアシステムには、「高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、予防、住まいなどの日常生活の支援が包括的に確保される体制」のことであり、公的な福祉だけに頼るのではなく、地域に暮らす人たちが、共に支え合う社会を作る「地域共生社会」を実現していくために、地域包括ケアシステムの構築が重要であると考えております。

平成30年度からの「南大隅町高齢者福祉計画及び第7期介護保険事業計画」におきましても、地域共生社会の実現に向けて「地域包括ケアシステムの深化・推進」を最重点課題に揚げ、個人が住み慣れた地域でその人らしい生活を送るために、医療介護等の社会資源が少ない本町の実情を考えますと、地域力が大きな役割を果たすことから、まずは地域住民同士の

つながり、地域の基盤を強化するための「地区社協」の設置を進めております。

また、ころばん体操やサロン活動等の地域での活動支援に重点を置き、併せて、地域の会議や在宅医療・介護連携推進事業、認知症対策、生活支援サービス事業等を展開しているところでございます。

しかし、夜間や休日の医療体制や看護師・介護支援専門員等の専門職の不足、独居や高齢者夫婦のみの認知症による服薬管理・見守り支援の困難さ、障害者親子世帯の高齢化、地域により交通手段や買い物困難など、多くの課題があり、町全体で取り組んでいかなければならないと考えております。

6番（水谷俊一君）

地域包括ケアシステムということですね。やはり、今後、2025年を目途にという厚労省の方が出してます。だいたい第9期ぐらいからの考え方かなと言うふうには思ってるんですが、介護保険、介護というものの考え方が、要するに、今ずっと施設で色々手厚くやってきたものを、もう1回地域に返そうという、この国の取り組みだと思っんです。

ただ単に介護保険が上がるからだけではないと、要するに、被保険者っていうのは、高齢者です。介護を受ける方々です。じゃあ非高齢者が、好んで、自分が施設に入ってるのか、好んで自分が、自分の住み慣れた家を出てるのかって言ったら違うんですね。本当は、申請書には本人が書いて、施設に入りたいと出すのが被保険者ですので、当たり前なんです。これは全て家族の思いだろうと思っんです。家族の希望であって、待機老人ではなくて、待機家族なんですね。今のところ問題になってるのが、もうほとんどがそうだろうと。だから、被保険者たる高齢者は、やはり自分の生まれ育った、生まれ育ったまでとはいかないか、ずっと今まで生活してきた住み慣れたその場所で、住み慣れた所の地域の人たちに囲まれながら、1日でも、1ヶ月でも、1日でも長くそこで生活していくことが、非常にその豊かな人生を送れることになるんだろうというふうに思っんです。ただそうなった時に、そういう体制が出来上がってないと。

さっきから共助であったりとか互助であったりとか言っんですけれども、この少子高齢化において、背負われる人間と背負う人間、1番これが問題になってくるんだろうと思っんです。この比率がだんだんだんだん、もうなくなってきて、1人が1人を背負う状況が、もう目の前に見えてるといっんです。

うちの町で言えば、もうそこに来てるといっん状況なんです。保健課長にちょっとデータを調べていただきました。

私の方でもう読み上げるんですが、65歳以上が、本町4月1日現在ですね、3,468名、高齢化率48.29%です。これが今のうちの町の現状なんです。これをこのままとらまえると非常に重たくなってきて、あまりこう将来もない、未来もないというふうに思っんですが、ちょっと見方を変えましょうと、南大隅町独自の物差しを持っていいじゃないですかというふうに思っんです。とした時に、高齢者というものを今65歳で位置付けているんですが、これ誰に定義があって、どういう健康状態になったら高齢者かって言ったらもう曖昧なものなんです。この高齢者の位置付けが何十年も前にやられた高齢者の位置付けであって、4・50年、我々が小さかった頃の60歳と今の60歳が一緒かって言われれば、町長も私も60になりましたので、これで一緒かって言われれば違うよと胸を張って言いたくなります。

そこを考えた時に、高齢者を、うちの町では75歳を高齢者としましょと、そういう位置付けでいいじゃないですか。課長さん、皆さん、色々な事業を考える時、施策を考える

時に、うちの町の高齢者っていうのは、75歳ですよと、だって皆さん、それまで元気ですし、皆さん働いてますし、皆さん収入も持ってらっしゃいますし、農業されながら、色々なことやりながら働いていらっしゃいます。高齢者って呼ぶのは、75歳からにしてみませんかという一つの提案です。

これをするによって何が変わるのかって言った時に、高齢化率が格段に変わってくるんですね、これが。75歳を高齢者とすれば、75歳以上が2,199名いらっしゃいます。した時に30.62%、30%ですよ高齢化率が、こんな町ありますかというぐらいの町なんですよ。

だけど現状見た時に、そこまで皆さん元気なんです。間違いなく元気なんです。これをもう、御隠居さんとするのには失礼、下手に高齢者と言ってしまえば、逆に怒られますから、まだ高齢者じゃないよっていうところですので、そういう位置づけの中で、地域を考えませんか、背負う人、背負われる人をお考えませんかとした時に、65歳で考えれば、1.07人に1人を背負うという状況です。今の48.29%であれば。これを75歳以上であれば2.26人、2.26人で1人を支えると、これはまだ余裕ですね、左うちわでもいいかもしれないけども、まだ元気が出るじゃないですか、物事を、施策を考える時に、物事を考える時に暗くなっちゃっていいものは出来やしませんから、皆さん今後是非この南大隅町モデルとして、高齢者を、別に年金を払うなどかっていう話じゃないですからね。これはもうそういう問題じゃなくて、ただの、ものの考え方、自分たち独自の物差しで、この町をお考えませんかという話です。提案です。そうしないと、地域のコミュニティづくりは、もう前に進みません。このままだったら何も出来ないよと、我々が何が出来ますかってみんな背負ってもらいたいんですっていう話になりますけれども、ここまで言ってしまえば、まだ背負える人が、各地域にいっぱいいらっしゃる。まだまだ知恵を出していただかないといけない人たちも、いっぱいいらっしゃるということで、地区社協の方もそういう形で話してみただければ、よっしゃっていう話になるかもしれないと思います。

ちょっと今ずれましたけれども、ちょっとこれは私の提案ですので、ぜひ町長そういうふうにやっていただければと思うんですが、せっかくですので、このことに対してどうですか、一言お願いします。

町長（森田俊彦君）

本当におっしゃってるお話然りだなというふうに思います。

先般、辺塚地区で国会議員の先生が来られてお話しされた時にも、ある1つのデータが出ました。ここ10年の間で、高齢者と言われる方々の運動能力を測定した時に、10歳若かったという事でございます。ですから75の方は65だと思えというようなデータが出てたようでございます。

それと今シルバーの状況の中でもですね、60歳以上の方々の入会が非常に少のうございます。皆さん現役で仕事をされているということでございまして、なかなかそういうふうに認めたがらないというか、定年延長の関係もあるとは思いますが、非常に現役世代が60代の方々が非常に多ございます。

そういう部分でいうと、今言ってらっしゃる一つの目安としては、うちの町は元気な町なんだから、30%でいこうという話も非常にいいかとは思っています。

ただ通常の全国統計調査等の関係では、そこら辺の数字はごまかすわけにはいきませんので、一応その数字はその数字として、心は錦で、一応75歳以上が高齢者だよということで、御旗を上げていきたいかなというふうには思っております。

6 番（水谷俊一君）

昔より十年取ってという言葉がありますので、ぜひ実行していただきたいと思います。そうすることによって、みんながまた元気を出して、活気のある町、地域が出来上がっていくのかなっていうふうに思います。

ちょっと余談でしたので、地域包括ケアシステムにちょっと入りたいと思いますが、地域包括ケアシステム、言い換えると、包括的にケアをする地域をつくることだと私は思うんですね。要するに、どういったケアをしていくかを考えるのではなくて、そういうケアをする地域をどうやってつくっていくかっていうことだと、最終的にはそこに至るのかなと思うんです。

ケアをやるっていうのは、もう今まで色んなことで、介護の面でもあっても、医療の面でもあっても、もう色々な施策がなされて、色々手を尽くしてきました。ある程度出尽くしてきてると思います。最終的には、今度はそこに行く前に皆さん介護予防で、1日でも元気でいてくださいという、そっち側にだんだんだんだん行き着いて来たところもありますから、だからそういうことをみんなと一緒にやれる地域を作ることが、地域包括ケアシステムの基本なんじゃないかなと、私は厚労省の人間でもないしなんでもないし、詳しく聞いたわけではないので分からないんですが、読み解くとやはりそういうふうにしか取れないということですよ。

そういう中で地域に、やはりどうやって地域をデザインしていくかって、コミュニティをデザインしていくかっていうことを地域で育てたり、またそこに送り込んでいく必要があるとは思いますが、今言いました、地域包括ケアシステムっていうのは、地域を作ることである、そういう地域を作ることであるということに対して、町長でも課長でもよろしいですが、ちょっと考えを伺ってもよろしいですか。

町長（森田俊彦君）

先程来、話のやりとりの中で、非常にこの地区社協をかっていただいている部分があるかと思っております。

地域包括ケアシステムを作り上げていく部分では、本当にこの地区社協がベースになると思います。産みの苦しみは非常にありまして、3地区最初に出来上がって、今またあと3地区出来上がろうとしております。出来ない地区と出来る地区、やっぱり差があります。なぜかというところ、やはり、地域住民が率先的に、やはり自分たちの問題点をどうやって解決するのかというところと、それと、もちろんそこでは行政も社会福祉協議会の方もサポート役に徹します。それで徹して、こうやったらどうでしょうかと、会議の進め方だとか、議事録の作り方だとか、今後の進め方だとかという部分では、サポートするんですけど、あくまでも地域住民主体で作りに行く部分がありますので、その方々が、これ本当に様々な問題をそれぞれが抱えているものですから、一緒くたに、このとおりに他の地区も作りましょうというわけにはいかないというふうに考えております。

これと同じことで、地域包括ケアの部分のところ、そのエリアの高齢者の数だとか、自治会戸数の問題だとか、独居世帯の方々だとか、そういう部分が1つずつ違うものから、誰がどうやってサポートしていくか、そういうところに、もう1つには我々は、SNSやそういうインターネットのツールを使って、情報発信をしてやればなど、もしくは皆さん方が相互間で情報交換が出来れば、最近、先程ちょっと総務課長の方からも少し出ましたけど、防災監が出向いて行って、そういう方々の避難の方法だとか、若しくは防災に対する講演したりとか、少し当初の地区社協の赴きから少しずつ流れが変わって、変わるっていうか、膨らんでくるというふうに思います。そういう部分では、この包括ケアシステムとこれが相まるには

我々行政側も色んな所が連携してやらないと、1つの課だけで何とかこれ出来るっていう問題ではないわけですから、そこでまた地域おこしのリーダーを育成していくのも1つのシステムの重要性かなというふうに思っております。

6番（水谷俊一君）

ちょっと時間もないので、今回、どんなにして、どういうものを作って行った方がいいかっていう、これはもう次回におきます。今回は、現状とその辺の問題点をちょっと皆さんの前で、みんなで考えて、次からどうやったら、どういうのをどうやって作っていったらいいかなというふうに考えていきたいと思えます。

あんまりこの短時間で結論を出すような問題でもないというふうに思いますので、そうさせていただきたいと思えます。

その中でもう1つ、今地区社協をずっと各地回られて、やはり産みの苦しみ、町長おっしゃいましたように、色々あると思うんですが、やはりこの住民の信頼を得て、それと出来た所、出来てない所もあるんですが、今度は出来た所をどうやってずっと維持していくのか、それも全部任しっぱなしで、だんだんだんだん今度尻すぼみになってもいかんでしょうし、やはり、そこを毎年、毎回毎回、認識を新たにして、皆さんそれを続けていってもらおう努力も必要であろうかと思うんですが、その辺を含めて、この地区社協設置の現状において、何か問題点という、非常にこう苦慮されているところっていうのがあれば教えていただきたいと思えます。

町長（森田俊彦君）

介護福祉課長に答弁させます。

介護福祉課長（下園ひとみ君）

地区社協の設置につきましては、先ほどから町長の方が答弁をされておりますが、まず平成28年度に、旧小学校区を単位としました地域で、ワークショップをそれぞれの地区で開催をしていただきまして、それぞれの地域の問題、困り事などを解決していく為には、地域住民が何をしたらよいかを話し合っていたいただきました。

それを元に、平成29年度から3年計画で地区社協の設置を進めているところでございます。

先程来の平成29年度が、島泊、辺塚、登尾、城内地区の設立に取り組みまして、島泊、辺塚、城内地区が設立をされております。また平成30年度の方が、島泊、辺塚地区以外の佐多地区の設立に取り組みまして、大中尾地区や郡地区は既に活動を始められておまして、現在、佐多校区以外の他の地区も、公民館の総会、各自治会の総会です承済みでございますので、近々活動を始められるところでございます。

各地区、多い所は5回、6回と協議を重ねていただきまして、福祉マップの作成や見守りが必要な人の洗い出しなど、大変ご尽力をいただいたところですが、現在設立されている地区で、特に島泊地区は、1自治会1公民館ということで、地域のまとまりがあり、設立が早かったように思います。また、独自に、1年を振り返っての反省会なども、こちらが指示をしなくても、やっていただいております。

その他の設立されている地区につきましては、こちらは考えますと公民館活動がかなり活発で地域のリーダーがはっきりしている、あと住民の方の地域存続についての意識が強いというふうに感じます。まだ設立をされていない地区につきましては、町の社会福祉協議会

の業務をですね、全て地区で行ってもらおうというように受け取られた地区もございまして、また地区民の中に、既に見守りや地域住民が支え合い活動等を現在実施しているのに、わざわざ地区社協としなくてもいいんじゃないかと、あと役員の業務が増えるというようなご意見がございまして、まだ設立には至ってない所がございまして。

今後、平成 30 年度の方にも、未設置の所には、各自治会の福祉座談会に社協と行政とまわっておりますので、一応趣旨の理解は各自治会では得られておりますので、今年度の設置に取り組むたいと考えております。

以上です。

6 番（水谷俊一君）

最後になりますが、社協の局長ともちょっと話す機会がありまして話もさせていただきました。

非常に苦勞しながら努力されて、何とかやっぱり一步一步前に進んでいる状況はお伺いしております。

先ほど将来的に包括的になってくるという部分であれば、やはりこれはもう町長おっしゃいますように、高齢者に限らず、色んな人をやはりサポートする、ケアする体制作りがいいだろうなって、それで最終的にはそれが、そういう地域作りに繋がればというふうに思うんですが、今後、地区社協の話合い等もあると思うんですが、社協と担当課のみならず、総務課あたりからでも、誰か出向いていただいて、地域づくりという観点からも、やはりこうちょっと一緒になってサポートする体制とかっていうのも今から考えていいのじゃないかなと思うんです。そうすれば、やろうとした時にすぐに広がる。もう介護福祉課だけが知ってて、他の課は全然知らないよじゃなくて、色んな課が、色んな所にやはり出向いていって、まあまあそれは大変でしょうけれども、出向いていただいて、今後のコミュニティ作りというものをやはり皆さん、考えながら、自分の仕事に当たっていただければというふうに思います。

先ほども言いましたように、これから、本来はこれからです。どうやって、そういう地域のコミュニティを作っていくって、どういうコミュニティが本当にいいのかっていうのを私なりにも若干勉強した部分もあります。色んな先進事例もありますので、次回、そういうことを色々と議論しながら、よりよい地域づくりが出来ればなというふうに思います。

今回はちょっと何をやったか、問題提起に終わったかもしれないんですが、ただ一つだけ高齢者は 75 からというのを皆さん、今日は頭に、それだけしか言わなかったどって言われてもいいですので、それだけは考えながら、今後の施策に当たっていただければと思います。

以上で一般質問を終わります。

議長（大村明雄君）

休憩します。

1 3 : 5 6
~
1 4 : 0 7

議長（大村明雄君）

休憩前に引続き、会議を開きます。
次に、津崎淳子さんの発言を許します。

[議員 津崎 淳子 君 登壇]

3番（津崎淳子君）

町内をまわると紫陽花の花がいたる所で咲き、雨に打たれ一層鮮やかな姿に癒されます。雨といえば、梅雨に入り、今年はどうか災害がありませんようにと願いつつ、6月会議一般質問の最後とさせていただきます。

まず「防犯灯」とは、夜間不特定多数の人が通行する生活道路で、暗くて通行に支障がある場所や防犯上不安のある場所に設置される電灯のことです。

設置場所に応じて、電柱に共架した物や、専用の柱を建て、取付けを行うタイプなどがあります。

先日、ウォーキングをされる方より、「公園の電灯が消えているけど、どこへ言えばいいの。」と聞かれ、どこへ言えばいいのか、私も分かりませんでした。消灯している防犯灯を確認してからは、他にも消えている防犯灯がないか気になり、あちらこちらの防犯灯に目が行くようになりました。

では、通告どおり質問します。

「防犯灯の整備について」

①町内における防犯灯の管理状況について伺います。

②高齢者宅に転倒防止や不法侵入防止の為、照明器具を設置できないか伺います。

次に「観光振興について」

佐多岬、雄川の滝が整備され、訪問客が増えました。長く滞在していただく為に、休憩地にもなり、マンスポーツも出来る「大浜海水浴場の整備について」伺います。

次に「オートキャンプ 白書 2017」を日本オートキャンプ協会が発表しました。まず2016年のオートキャンプ人口が830万人と前年の810万人から20万人増加しています。平均年齢も2015年の42.4歳から42.1歳と若干若返りしてます。内訳としては、20代、30代が微増、40代以降が微減しています。

白書のまとめを見ますと、政府が推し進める観光戦略とアウトドアは親和性が高いので訪日観光客の取込みが期待できる。

国内市場は、キャンプ人口の増加、平均年齢の低下、同行者の多様化で一過性のブームでは終わらない基盤が出来上がりつつある。

キャンプ場の売上げも上がっているのも、設備投資により魅力的にしていくキャンプ場が増えることが予測される。

以上のことから、今後しばらくキャンプというレジャーが盛り上がりを持続することは間違いないそうです。

では、2項目として、新たな宿泊（手段・道具・場所）としてオートキャンプ場を新設する考えはないか伺います。

以上で壇上での質問を終わります。

町長（森田俊彦君）

津崎議員の第1問第①項、防犯灯の整備について「町内における防犯灯の管理状況について伺う。」とのご質問ですが、防犯灯は、夜間の通行に支障のある箇所や防犯上不安のある箇所等に設置され、地域防犯活動の手段の一つとして非常に重要なものと理解しております。

町内の防犯灯の管理状況についてでございますが、町が設置・維持管理の全てを行っている通学路や管理施設内の防犯灯の他、各自治会が設置・維持管理を行い、その設置や修繕などの費用の一部を町が補助している防犯灯、各通り会が維持管理を行っている街路灯、県管理施設等に県が設置している防犯灯等、形態は様々であり、それぞれ管理されている状況です。

3番（津崎淳子さん）

町内の中で管理されているのが色々な形態があるということをご存知でした。

町民は消灯している防犯灯を連絡するのに分からず、連絡しない方もいるかもしれません。連絡体制をどちらがどの管理をしてるかっていうのを広報なり、また自治会長、学校等でも周知していただいた方がよいかと思っております。いかがでしょうか。

町長（森田俊彦君）

総務課長に答弁させます。

総務課長（相羽康徳君）

防犯灯の関係でございますけれども、先ほど町長が申上げましたとおり、管理がですね、それぞれ町が管理しているもの、それから県が管理しているもの、諸々ございます。

そういった中で、広報等でですね、この防犯灯についてはどこにという問い合わせを表示するのは、なかなか厳しいかなというふうに感じております。もしそういった形で切れてる防犯灯がございましたら、とりあえずは総務課の方にお問い合わせをいただいて、こちらの方で確認をしていきたいというふうに考えております。

3番（津崎淳子さん）

分かります。確かに色んなところに混在してまして、自治会と自治会との間に通学灯があるとかっていうのもお聞きしました。

総務課の方に分からなければ、連絡をするということ。

次に、自治会が管理している防犯灯のことなんですが、自治会で電柱の新設・補修・管球の交換は、地域振興施設整備事業補助金で70%補助していただけるんですけど、上限・下限がありますか。

総務課長（相羽康徳君）

防犯灯の補助制度でございますけれども、地域振興施設整備事業補助金を創設しております。この対象につきましては、事業費が1万円以上の新設、それから維持補修の場合に原則7割を補助という制度でございます。

よろしく申し上げます。

3番（津崎淳子さん）

管球の交換にも該当するのでしょうか。

総務課長（相羽康徳君）

維持補修に当たるかと思imasので、下限であります1万円以上の事業費があれば対象としていきたいと思imas。

3番（津崎淳子さん）

管球一個では1万円以上にはならないと思うので、何個かまとめて申請すれば、補助金申請が出来るかお伺いしたいと思imas。

議長（大村明雄君）

暫時休憩します。

14 : 17
～
14 : 18

議長（大村明雄君）

休憩前に引続き会議を開きます。

総務課長（相羽康徳君）

あくまでも事業費が1万円以上という設定をしておりますので、その条件に合えば対象としていくものと考えております。

3番（津崎淳子さん）

結果、1灯ずつということでしょうか。1灯に対してということなんでしょうか。それとも主婦的な感覚でまとめてだったら70%を補助していただけるので、2、3灯ぐらいだったらまとめて、上げたら駄目なのかなと思imasして、お聞きしているところでございます。

総務課長（相羽康徳君）

事業費が1万円以上ということで、何箇所分かがまとまって1万円になれば対象としていけるのではないかというふうに考えております。

3番（津崎淳子さん）

次に、通学灯の点検について教育委員会の方がされているのでしょうか。

教育長（山崎洋一君）

通学路の関係は、教育委員会の方が担当しております。

3番（津崎淳子さん）

点検はどのような形でされているのか教えていただきたいんですが。

教育長（山崎洋一君）

教育振興課長に答弁させます。

教育振興課長（上大川秋広君）

点検につきましては、現在は、保護者や地域の皆様方の連絡に頼っているのが現状でございます。連絡が来た時に点検に行き、修繕等が必要な場合は修繕を行っているのが現状でございます。

3番（津崎淳子さん）

はい分かりました。

新設の要望等は、年1回のPTA総会で上がったなら教育委員会の方で確認し、協議し、設置へとなるということをお聞きしたんですけど、またその他にも随時ということなんですけど、総会を欠席される保護者もいるでしょうし、卒業・入学と毎年通学ルートが新たに変わることがあると思うんです。

新年度が慣れてから、保護者・生徒にアンケートを取るのはいかがかなと思うんですけど、親子で防犯上、暗い場所だな、危ない場所だなと確認もでき、集約したら学校や教育委員会も皆さんの意見を把握できると思うんですけど、いかがでしょうか。

教育長（山崎洋一君）

通学路は、その年々で変えるわけじゃございませんので、通学路はあくまでも学校が指定した、例えば、この道路が1番防犯上、安全だよなあというような所をば歩かして、都合のいいように歩いて来て、ここは暗いから取り付ける、防犯灯を付けてくれ、これは理由にはならないと思います。

今、言われましたように、PTA総会やら地域PTA等がございますので、その度に、例えば帰る時に非常に暗いが防犯灯は必要じゃないだろうかという意見が出れば、こちらも検討してまいりたいというふうには考えております。

3番（津崎淳子さん）

すいません、私の言い方が悪かったのかもしれないんですけど、通学路ってというのは決まってるってのは分かっているんですけど、新入生とかルートをもうちょっと先に伸びていく場合もあるじゃないですか。それもするし今度はそこら辺を、そこを通らない時もあったりするので、そういう所で新たに延びたルートの所で、もし設置したり、してない場合もあったりするので、アンケートも参考になるかなと思ってあげました。

教育長（山崎洋一君）

私の方もちょっと勘違いをしてしまいまして、新しい生徒が、今までの通学路より遠くから来るということであれば、今そのような状況が出てくるだろうと思います。その状況次第では、考えて検討していかなきやいけないだろうと、こう考えております。

以上です。

3番（津崎淳子さん）

検討していただきたいと思うのもありますし、入学時やPTA総会の時など、保護者が集う時にも、随時設置希望があれば声を上げて下さいということをお聞きして学校や教育委員会でも周

知していただきたいなと思います。

次に、観光公園施設の防犯灯ですが、みなと公園の電灯がついていないと教えていただき、観光課に連絡したらすぐに対処していただきました。そのみなと公園の団地側の子供たちが夕方暗い中で遊んでいることを聞きましたが、防犯灯にタイマー設置がありますか、また夏場、冬場で、もしあれば夏場、冬場で変更することが出来るか教えてください。

町長（森田俊彦君）

観光課長に答弁させます。

観光課長（黒木秀君）

公園等の防犯灯につきましては、随時劣化した物から更新する時に LED に変えております。ただいまありましたタイマー式のものがございますが、現在、みなと公園に 2 基ありまして、午後 5 時半から午後 11 時までの点灯となっております。

最近のものは、センサー式の物が多く採用されておりまして、基準の明るさで自動的に点灯・消灯することになっております。

タイマー式のものにつきましては、今後、調査等を重ねまして、必要であれば、時間等の変更を行いたいと考えております。

3 番（津崎淳子さん）

分かりました。タイマー用は、夏場・冬場でまた暗さが違ったりするので、時間が違うので、また設定出来るのならば変更していただきたいと思います。

次に、なんたん市場の建物側に沿った防犯灯というか、道路灯なんですけど、これは港湾周辺の管理が県だと聞いて、消灯しており連絡していただきましたが、その後どうなったかを教えてください。

町長（森田俊彦君）

それぞれ担当課長に説明させます。

建設課長（下園敬二君）

なんたん市場の道路側に設置してある防犯灯ですけども、2 基ございます。県の管理でございまして、県の方に要望を申し上げます。あと確認に行ったところ、ちょっとぐらぐらしてる状況でしたので、その対応もお願いしたところでした。

以上です。

3 番（津崎淳子さん）

また、経過観察していただいて、早期に電灯が点灯するようにお願いしていただきたいと思います。

次に、国道沿いの防犯灯は、通り会又は街路灯管理組合が管理している件ですが、現在、管理している団体が、まち通り会、中央通り会、諏訪上街路灯管理組合、諏訪下街路灯管理組合、伊座敷通り会、大中尾街路灯管理組合、辺塚街路灯管理組合と 7 つの団体があります。

通り会街路灯管理組合をまとめて、ここからちょっと団体と呼ばせていただきます。7 団体に運営状態をお聞きすると、まち通り会を除く、他 6 団体は、厳しいということと

した。広告料、電気料を徴収していた商店や企業が撤退や閉めたことで収入が減ったこと、そして管球交換に高所作業車を依頼すると費用が3万から3万9千円掛かり、1電灯が消えて、すぐには交換できず、何灯か消えてるのを確認して、まとめて交換する所もあるそうです。この高所作業車が財政を圧迫しています。

辺塚は、高所作業車での管球交換を諦め、既存の柱に自分たちで交換出来る高さの管球を自治会に交付される地域振興施設整備事業補助金70%補助でLED電灯を設置されたそうです。

大中尾は2基あり、1基は1商店が電気代を持ち、もう1基は自治会に電気代を負担していただき、点かなくなったら管球交換は出来ないとのことでした。この辺りは霧が発生し、日中でも視界不良で、車で運転していても大変危険だと思いました。

伊座敷通り会は、昨年、経年劣化と塩による腐食で、根本から柱が建物の方に倒れたそうです。もし人がいたらと思うと怖いし、管球交換による高所作業車代の負担が大きく、維持出来るか分からないとのことでした。

またある団体の総会では、最近総会をされたそうですが、このままいけば3年後には、その通りの防犯灯の管球を全部撤去せざるを得ないという意見も出たそうです。

他の団体もですが、高所作業車代が重くのしかかっています。1団体だけが、運営が来ていますが、その中でも、今の管理体系に疑問を持つ方たちもいて、何度も解散の話が上がるそうです。

町長、今の厳しい現状をどう思われますか。

町長（森田俊彦君）

今お話聞いてて、それぞれの組合、団体で非常に悩まされていらっしゃるのかなというふうに維持管理、思います。

町の方も、平成21年だったでしょうか、これを少しでも負担軽減にしようということで、LED化にした状況で、通常通りの電気収益料を多分納めてらっしゃれば、その組合自体は黒字とは言いませんけれども、前の状況からするとそういう苦しい状況から脱却出来たんじゃないかなと思うのですが、ただいかにせん、商店街やｽｯｰになっていらっしゃる方々が、店を閉められたりすると、そこの部分の収益が入ってきづらい状況なのかなというふうに思っております。

ただ町としましては、これ防犯灯というか、非常にこのメインの通りの話でございますので、今後状況、それぞれちょっと7団体、それぞれ違う決算で、色々な財産も持ってらっしゃる格好になっておりますので、今のところ町は保険金の百何十万かをですね、一応商工会にお預けして、そちら側で分散している格好になっておりますので、そこをもうちょっとよく各団体の実情をそれぞれもう少しちょっと聞き取りする必要があるのかなと、それと組合内部の皆さん方の相違というか、そこが一応総会等開いていただいて、どうされるのかということを決定していただかないと、我々としてもちょっと手の打ちようがないのかなという気がしております。

ただ何らかの措置はしなければならんなということは思っておりますので、これは、今までの状況の中で言うと、街路灯組合が事業主体ですので、一応事業主体のご意見をそれぞれちょっと聞いてみないと、極一部の方だけの話であると、ちょっとまた間違った方向性にいくと困りますので、全体の総意を我々としてはちょっとくみ上げたいというふうに思います。

3番（津崎淳子さん）

団体の方たちは、町が最初に立てる時に、町の活性化の為にということで商工会の方に声を掛けられて、商工会の方からポスターを集めてほしいと言われて集められて、集めた後、町の方は団体で電球交換、看板整備、電気代、保険加入をということをして、その後、三者協議をして町の方が柱と保険料を負担することにして下さることになったということを知りました。

町は、5年位前ですかね、松元議員が一般質問で言われた時も、町長は、商工会と管理組合の方でまず意向を踏まえて、協議検討を図っていただきたいという回答をいただいていたんですけど、商工会の方にもお聞きしに行ったら、商工会は保険料を町から頂いて、保険料を各団体に分けてるだけで、商工会は関係ないっていう形で言われて、団体の方たちは、ただポスターの方を言われて、自分たちがこれをずっとしていくっていうのは、ちょっとおかしいんじゃないかというような、結局、過去に何度もこれ水掛け論ですよ、何回も同じ、繰り返し、繰り返し言われてて、団体もそれぞれ個々で、7つの団体が1つにまとまって総会をするというのはなかったようにお聞きしたんです。

やはり戸数も減って、広告・電気料徴収も経済的負担になって、ある団体では電気料を1万円頂いてたのを5千円に下げたという、そういうことによって、また財源の方が少なくなってるっていうこともあるんですけど、本当にこのままいくと、主要の道路の明かりが消えてしまうと思うんです。そうすると本当に通学路でもあるし、防犯上や交通上も見通しが悪くなりますし、町民への影響も大きいと思うんです。

また観光客の方たちからしたら、立派な柱があって、管球が付いてない、外していただければ、寂れた町のイメージを持つ方もいらっしゃると思うんです。

設置してから、もう30年近くなるとお聞きしたので、劣化も見受けられるし、このまま使用するのか、撤去するのか、新設すべきなのか、今後どのようにするべきか、やはり、団体自体がバラバラなので、町が主導となって、町と商工と7団体とで三者協議をしていくべきだと私は思うんです。お話をお聞きしてて。

とにかく本当に町民の為に、第1にまず30年近いその電柱をどうするかっていうこと、安心安全、防犯の為に話し合っていたらいいと思います。町長いかがでしょうか。

町長（森田俊彦君）

先ほどもお話し申し上げたように、何とかしなきゃならんというのは本音のところなんです。各団体がですね、総会を開いてらっしゃらなかつたりとか、決算が出てないというそういう状況が見受けられます。その時に同じ土俵でですね、同じことが話が出来ないという現状があります。

町の方の1団体、なんとかやってらっしゃるといような状況でも、保険金、町が払ってる状況の中で、台風災害等があった時にその保険金が入るわけですね、その中でまた運営が出来るといような、そういう状況もあります。

ただ、うまい具合にやってらっしゃるところもあるし、逆に言うと、どんどん減る一方で、ただ電気はついてるといような状況、収入がなくて出してらっしゃる、これはもう全体的なことなんです。

それと根占地区と佐多地区のたぶん街路灯の生まれがちょっと違いますので、そこら辺の整合性もちょっと町でもう一遍聞き取りをして検討したいというふうに思います。

3番（津崎淳子さん）

確かに総会をされてない所もあるということで、そこはちょっと、今、ずっと電気代を徴収されてなくて、プール金っていうか、あった中でされていたみたいで、財金が底をついて、今ちょっと自腹されてるっていうのもちょっとお話をお聞きしました。

同じ土俵には立てないかもしれないんですけど、本当にその1団体以外が、本当に経済的にも苦しいということで、もう財源が無くなったら、もう管球交換が出来ないので、もうそのままにするか、管球を外すという話が殆んどでしたので、6団体だったので、やはり町が主導となって、もう一度、協議会を開いていただければと思います。

次、お願いします。

〔 町長 森田 俊彦 君 登壇 〕

町長（森田俊彦君）

次に第②項「高齢者宅に転倒防止・不法侵入防止の為、照明器具を設置できないか伺う。」とのご質問でございますが、高齢者宅等への照明器具設置につきましては、現行の福祉制度の中では対応していない状況でございます。

また、個人宅への照明器具設置を町が直接支援するとなると、その制度設計も難しいと思われま

す。例えば、各自治会が自治会内の必要な箇所を取りまとめ、自治会の総意として要望いただければ、自治会への支援という形での実施を検討いたしたいと思

3番（津崎淳子さん）

全世帯の高齢者っていうのは難しいということは、最初から分かっていたんですけど、何か手立てがないかなと思

いまして、自治会としては電柱設置するのに、先ほどの地域振興施設整備事業補助金で70%の補助で立てられるんですけど、本当に今必要な場所には設置すべきだと、電柱、思うんですけど、自治会が電気代負担ということを考えれば、自治会も戸数が減ってますし、館費と寄附など、収入などが少なくなっている、負担になってくるのかなと思

いじ補助金を活用して出来ないかなと思うんですけど、いかがでしょうか。

町長（森田俊彦君）

先ほど答弁の中でそれを申上げたところでございまして、各自治会が自治会内の必要な箇所を取りまとめたので、皆さん方が自治会内で話をさせていただいて、それを、それでもって自治会の総意として要望いただければいいということになっておりますので、逆にちょっとチャレンジ使われるのも構いませんし、また元気なぎるもございまして、こちら辺は何にでも使えますので、それをまた利用させていただいても構わないかなというふうに思います。

3番（津崎淳子さん）

分かりました。
次をお願いします。

[町長 森田 俊彦 君 登壇]

町長（森田俊彦君）

次に、第2問第①項「大浜海水浴場の設備の整備について伺う。」とのご質問でございますが、大浜海水浴場は、平成12年旧根占町コートビーチ大浜海水浴場として整備され、施設内には管理棟があり、2階には管理事務所、1階には売店スペースやトイレ、シャワー等が整備されております。

また、休憩所、四阿、駐車場等も整備されており、海水浴場として町内外から多くの方々に親しまれているところでございます。

なお、今年度の海水浴場としての利用期間は、7月13日から8月18日までを計画したところであります。

3番（津崎淳子さん）

大浜海水浴場の設備の中で、現在ある水飲み場兼手足の洗い場があるんですけど、参考資料の方で大浜海水浴場の、今、写真を見ていただければ分かるんですけど、これとその右に、荒平海岸前の手足洗い場の写真を出してるんですけど、大浜の方は少し低くて手足を洗うには自分がかがんだり、一方向だけ流れるので、自分が向きを変えたりしないといけないので、荒平の方は、水道管の高さがあり、ホースが接続され、さほど体勢も変えずホースで広範囲に洗い流せます。車椅子の方でも、背の高い方でもしやすいかと思うんですけど、新たに整備する考えはないか伺いたいと思います。

町長（森田俊彦君）

観光課長に答弁させます。

観光課長（黒木秀君）

まず、議員が申されました荒平神社のホースにつきましては、荒平にはシャワーがなくて、こういう措置をされているものでございます。

大浜海水浴場につきましては、海水浴場として利用期間を定め、コインシャワーを開放しているところでございます。

期間中は、監視員等の経費も掛かり、コインシャワーが財源の一端を担っているところでございます。ご理解いただきたいと思っております。

あと、水飲み場の手足を洗う蛇口でございますが、これは以前のものを節水の為に、このような形に替えたものでございます。

実は先日も、他の所で出しっ放しがございまして、大分水源が減っておりまして、地区住民の生活水利にも非常に影響があるということで、こういう措置をとっているところでございます。

以上です。

3番（津崎淳子さん）

確かに、荒平の手足のシャワーは無いんですけど、ここの荒平の所も、上の所を押してる間だけ出るような形なんですけど、大浜海水浴場の今の写真の、今課長が言われた所は、私も水が出てたということで確認しに行きましたら、この茶色いタイルみたいな所が、止水栓になって、ここを開けてたという、ここと、もう一つ斜め上に止水栓があるんですけど、ここを開けられてたということなんですよね。やっぱし、その方がどういうつもりで開けられたのか分かりませんが、ここがしにくいというのもあるんで、ここでもっと水が出るようにというふうに使われたのか分かりませんが、それと、あとコインシャワーの方が、監視人、1ヶ月間の委託料にも充てられるということなんですけど、コインシャワーの29、30年の実績と監視員委託料も教えていただければと思います。

観光課長（黒木秀君）

平成29年度の監視員の委託料につきましては、154万4千4百円。それから平成30年度の監視員の委託料につきましては、106万3千8百円を支出しております。

それから、シャワーの利用料につきましては、平成29年度につきましては、22万4千8百50円、平成30年度につきましては、19万9千5百円の利用料を頂いております。

3番（津崎淳子さん）

確かにコインシャワーの実績料は大きいと思うんですけど、ちょっと遡ってしまうんですけど、約20年ぐらい前ですかね設置されたのが、海で冷え切った体で、温かい温泉に入りたいと思うように、温水シャワーを掛けたいと思うんですけど、どうして冷水シャワーを設置されたんでしょうか。

（「そんとは…」との声あり）

すいません。他の所もキャンプ場とかもほとんどが温水シャワーとなってるんですけど、南大隅町の大浜海水浴場もなんですけど、サデー号の所のコインシャワーも水ではなかったですかね。

観光課長（黒木秀君）

申しわけございません、サデー号の所については、温水であるか、まだすいません、把握しておりませんので、後程お答えしたい思います。

大浜海水浴場のシャワーの設置理由につきましても、すいません、今答え出来ることはございません。

3番（津崎淳子さん）

なぜ、例えばの話なんですけど、もし冷水シャワーを温水シャワーの方に替えたら、結局、冷水シャワーの方は、今の荒平みたいなのを設置したら、そのコインシャワーの方を使わなくなるんじゃないか、男性はそのホースで全部洗えるからということ、言われたんですけど、もしそれを温水シャワーに替えたら、温水シャワーと洗い場の水の方とて言ったら、どう変わっていくかっていうのを、私も分かりませんが、もし設置出来れば、実証していただきたいなと思うんですけど、それが出来ないならせめてその1ヶ月間、海の期間は、設置していただいたら、その間は止めていただいて、それ以外で出来るようになればいいなと思うんですけど、いかがでしょうか。

観光課長（黒木秀君）

ホースのですね設置につきましては、やはり期間中もコインシャワーの利用が不足するというところで、もし荒平さんのようなホースにすれば、シャワー代わりでどうしてもそちらを優先的に無料で使われてしまう可能性が高いので、今のところ、今年の海水浴の期間には、利用方法の変更は考えていないところです。

3番（津崎淳子さん）

すいません。先ほども何回もしつこいんですけど、その間は出来ないということ、この本年度出来ないということはよく分かったので、それ以外で使用出来るようになればいいなと思います。

使用出来るようになれば本当にマリンスポーツの方や障害者の方たちも喜ばれるんじゃないかなと思いますし、これも1つの優しい、おもてなしにはならないかなと思います。

次、お願いします。

〔 町長 森田 俊彦 君 登壇 〕

町長（森田俊彦君）

次に第2問第②項「新たな宿泊ツールとしてオートキャンプ場を新設する考えはないか伺う。」とのご質問でございますが、誘客に向けた観光基盤の整備を進めるにあたり、本町の方向性を定めるため、平成26年度に町誘客観光基盤整備基本構想、平成28年度と平成29年度に基本計画を定めており、その中で、大泊小学校周辺にオートキャンプ場やコテージの建設が計画されているところです。

しかし、昨年8月の全員協議会でご説明しました、民間資本によるホテルやレストラン建設の提案があったこともあり、旧大泊小学校跡地でのキャンプ場整備工事を優先させ、今年度から着工する予定でございます。

今年度整備するキャンプ場には、オートキャンプの計画はございませんが、今後民間の動向を注視し、地域のご意見も賜りながら、オートキャンプ場も本町観光振興に必要な宿泊ツールの1つとして、検討してまいりたいと考えております。

3番（津崎淳子さん）

以前に佐多の大泊小学校跡地の整備計画の中に案としてコテージやグランピングが上げられていたのは、知ってるんですけど、このグランピングっていうのが、最初はということなのかと思ったら、グラマラスな、優雅な、魅力的なとキャンプを掛け合わせたホテル並みの設備やサービ

スを利用しながら、自然の中で快適に過ごすキャンプということと自分で調べてみたんですけど、外部の方が参入して使えるっていうことだったら、素敵なことだと思うんです。

壇上でも申しましたけど、本当に年々キャンプ人口が増え、テントの種類も増え、貸出しテントより、各自のテントや自炊道具持参の方が増えているそうです。

今までの自分たちのイメージは、三角のほんとは寝るだけのテントのイメージなんですけど、テント内で食事をしたり、寝たりするスペースを仕切ってる3つのテントが1つになってるタイプとか、2つに分けられていたりとか、車に設置されたりとかっていう、資料の方が一部なんですけど、これが車の方と設置して、この三角になっていると、そこが食事するエリアみたいにして、奥の方が、寝る所みたいな感じのテントとか、本当に今、スポーツショップとかでもアウトドア用品の所が3分の1ぐらい占めるようになってまして、平たい場所や電源サイト設置、トイレがある所ならオートキャンプ場が出来るそうなんです。

近くで言えば、錦江町の神川海岸でモニュメントのある所は、車の電源設置ありませんが、テントのみの設置ゾーンで、モニュメントとは反対側の釣り場に行かれる方の岩場がある方に行かれるとオートサイト場という電源設置があり、車の横にテントが張れるようになってます。

神川の方は、7月から8月までを有料で、テントゾーンの方が、入場料大人100円、子供50円取ってて、オートキャンプサイト使用料は、ACコンセント付きで1台2,500円でされてるそうです。

大崎町の国の松原キャンプ場は、オートキャンプサイトが2,580円、フリーテントサイトが1,030円、ツリングキャンプ1張り540円、これは1年中されてます。キャンプ場のサイトが、地面がロープや植栽などで区切られている区画サイトや区切りがなくスペースを自由に使えるフリーサイトで、リビングやキッチンなど、のびのびセッティングすることが出来るサイトなんですけど、そのフリーサイトなんて写真に出てるような、このテントが設置出来るそうなんです。

現在、南大隅町はキャンプ場を無料でしてはいますが、整備し、時期限定か年中で設定するか、また、綺麗にすれば、有料でも佐多岬や雄川の滝に来る観光客を取り込めるんじゃないかと思うんです。また食材調達も町内でしてもらえれば経済効果もまた発展するんじゃないかと思うんですけど、いかがでしょうか。

町長（森田俊彦君）

観光課長に答弁させます。

観光課長（黒木秀君）

議員のおっしゃるとおりに、ただいまの現在ですね、キャンプの色んなやり方、用途、形体、様々でございまして、大型化も進んでおります。そういった中で、オートキャンプ場として、区画を整備することによりまして、逆に利用しにくくなる場合もあろうかと思えます。

料金につきましても、管理人を置いたりということで、非常にその辺のコスト、管理人を置くとなりますと、毎日、その管理人が、キャンプ場が訪れても訪れなくても、常駐して管理をしなければならぬという色々な問題もあろうかと思えます。

ただ、先ほど町長も答弁いたしましたように、オートキャンプのですね、ニーズが、どこまであるかまだ未調査でございまして、費用対効果等も十分に考慮する必要があると考えているところですが、いずれにしても有利な補助金の活用も含めですね、今後も動向を見極めながら、町の活性化に繋がるよう努力して参りたいと思えます。

3番（津崎淳子さん）

色んな、管理人とかの問題とかもあると思うんですけど、南大隅町も観光協会を設置さ

れ、観光協会の方が、管理・運営をされてもいいのではないかなと思ったりもしますし、また高齢者がいらっしゃる自治会の方に管理をお願いするという案も出来れば、また高齢者の方も生き生きされる、また元気の源になるのではないかなと思う部分もあるんですけど、佐多に大泊小の跡地の所を整備案があるんですけど、根占にもたくさんいい所があると思うんです。

例えば、辺田の海岸線の立神公園とかあるし、根占にオートキャンプ場を作るなら、ちょっと無理な話かもしれないんですけど、私としては、今、現在のみなと公園でこの空中テントをされてますよね、本当に最初はこのような場所で人が来るのだろうかと思ってましたけど、プロデュースの仕方、本当に今順調のようなんですけど、このエリアの所で、空中テントゾーン、フリーテントゾーン、憩いの家の跡には、電源設置をしてオートサイトゾーンという形で、子供の遊具施設、そこにはなんとん市場もあるし、ネッピ-館の温泉施設もありますし、トイレもあります。本当に色んなのがちょうど今兼ね備えている場所でもあるし、フェリーの発着場近いということで、市内、あつちは南薩方面の方たちも誘客出来るようなと思うんですけど、本当にもう箱物は、本当に管理も大変だし、なので自然を生かし、整備し、魅力的なキャンプ場にすれば、空中テントみたいにプロデュース、また魅力を発信していけば、来るのではないかなとか思うんですけど、おしゃれで、若者も関心を持つと思うし、この場所でなくても新たに違う所か、本当に景観が南大隅町良いのでつくれる所は幾らかあると思うんです。

色んな諸問題があると思うんですけど、またこれを1つの観光のツールとして考えていただけたらなと思います。

以上で私の一般質問を終わります。

(「議長すみません黒木君が先程の。」との町長の声あり)

(「そこに座って。」との議長の声あり)

観光課長（黒木秀君）

すいません、先ほど答えられなかった質問に対してでございますが、サダイ号の待合所のシャワーにつきましては、温泉タイプでございます。

以上です。

(「冷水か温水かってこと。」との議長の声あり)

3番（津崎淳子さん）

あとなぜ冷水シャワーになったのかって言うのは。

観光課長（黒木秀君）

すいません、それにつきましては調査いたします。

議長（大村明雄君）

次は大坪満寿子さんの順番となっておりますが、会議規則第57条第4項の規定によって、通告は効力を失いました。

これで一般質問を終わります。

休憩します。

15:05
～
15:39

(15:15～15:35 全員協議会)

議長（大村明雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

▼日程第5 報告第8号 平成30年度南大隅町一般会計繰越明許費繰越計算書について

議長（大村明雄君）

日程第5 報告第8号 平成30年度南大隅町一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題とします。

本件について、町長からお手元に配付のとおり報告がありました。

これについて質疑はありませんか。

ありませんか。

（「なし。」との声あり。）

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。

▼ 日程第6 報告第9号 令和元年度南大隅町一般会計補正予算（第1号）の専決処分について

議長（大村明雄君）

日程第6 報告第9号 令和元年度南大隅町一般会計補正予算（第1号）の専決処分についてを議題とします。

提出者の報告を求めます。

[町長 森田 俊彦 君 登壇]

町長（森田俊彦君）

報告第9号は、令和元年度南大隅町一般会計補正予算（第1号）の専決処分についてであります。

本件は、5月19日の大雨による町道瀬戸山中須線の災害復旧の為、早急に地質調査の必要が生じたことから、去る5月20日に専決処分したものであります。

「第1表 歳入歳出予算補正」は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3百50万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ70億7千2百88万6千円としたものであります。

以上、よろしくお願ひ致します。

議長（大村明雄君）

これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

（「なし。」との声あり。）

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。

**▼ 日程第7 議案第2号 南大隅町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する
条例制定の件**

議長（大村明雄君）

日程第7 議案第2号 南大隅町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

〔 町長 森田 俊彦 君 登壇 〕

町長（森田俊彦君）

議案第2号は、南大隅町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件についてであります。

本件は、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正が施行され、投票管理者、期日前投票管理者等の報酬額が見直されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

よろしくご審議ご決定くださいますよう、お願いいたします。

議長（大村明雄君）

これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

（「なし。」との声あり。）

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

（「なし。」との声あり。）

議長（大村明雄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第2号 南大隅町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「なし。」との声あり。)

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第2号 南大隅町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件は、原案のとおり可決されました。

▼ 日程第8 議案第3号 南大隅町敬老金支給に関する条例の一部を改正する条例制定の件

議長（大村明雄君）

日程第8 議案第3号 南大隅町敬老金支給に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

[町長 森田 俊彦 君 登壇]

町長（森田俊彦君）

議案第3号は、南大隅町敬老金支給に関する条例の一部を改正する条例制定の件についてであります。

本件は、敬老金の支給基準日を満100歳到達者は基準年齢に達した日とすることに伴う所要の改正を行うものであります。

よろしく、ご審議ご決定くださいますよう、お願いいたします。

議長（大村明雄君）

これから質疑を行います。

質疑はありますか。

(「なし。」との声あり。)

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありますか。

(「なし。」との声あり。)

議長（大村明雄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第 3 号 南大隅町敬老金支給に関する条例の一部を改正する条例制定の件を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「なし。」との声あり。）

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第 3 号 南大隅町敬老金支給に関する条例の一部を改正する条例制定の件は、原案のとおり可決されました。

▼ 日程第 9 議案第 4 号 南大隅町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定の件

議長（大村明雄君）

日程第 9 議案第 4 号 南大隅町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

〔 町長 森田 俊彦 君 登壇 〕

町長（森田俊彦君）

議案第 4 号は、南大隅町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定の件についてであります。

本件は、災害弔慰金の支給等に関する法律及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令が一部改正され、平成 31 年 4 月 1 日から施行されたことに伴い、年 3% に固定されていた災害援護資金の貸付利率について、市町村の判断に基づき、条例で制定できるようになったことを踏まえ、利率・償還方法等について所要の改正を行うものであります。

よろしく、ご審議ご決定くださいますよう、お願いいたします。

議長（大村明雄君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし。」との声あり。）

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし。」との声あり。)

議長（大村明雄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第4号 南大隅町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定の件を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「なし。」との声あり。)

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第4号 南大隅町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定の件は、原案のとおり可決されました。

▼ 日程第10 議案第5号 南大隅町介護保険条例の一部を改正する条例制定の件

議長（大村明雄君）

日程第10 議案第5号 南大隅町介護保険条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

[町長 森田 俊彦 君 登壇]

町長（森田俊彦君）

議案第5号は、南大隅町介護保険条例の一部を改正する条例制定の件についてであります。

本件は、令和元年10月からの消費税率の引き上げによる介護保険法施行令の一部を改正する政令が平成31年3月29日に公布され、同年4月1日から施行されたことに伴い、低所得者の介護保険料の更なる軽減強化について、所要の改正を行なうものであります。

よろしく、ご審議ご決定くださいますよう、お願いいたします。

議長（大村明雄君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし。」との声あり。)

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

（「なし。」との声あり。）

議長（大村明雄君）

討論なしと認めます。
これから、議案第5号 南大隅町介護保険条例の一部を改正する条例制定の件を採決します。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「なし。」との声あり。）

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。
したがって、議案第5号 南大隅町介護保険条例の一部を改正する条例制定の件は、原案のとおり可決されました。

▼ 日程第11 議案第6号 南大隅町森林環境譲与税基金条例制定の件

議長（大村明雄君）

日程第11 議案第6号 南大隅町森林環境譲与税基金条例制定の件を議題とします。
本案について提案理由の説明を求めます。

〔 町長 森田 俊彦 君 登壇 〕

町長（森田俊彦君）

議案第6号は、南大隅町森林環境譲与税基金条例制定の件についてであります。
本件は、森林環境税及び森林環境譲与税の創設に伴い、当該譲与税を基金として積み立て、適正に管理し及び運用するため、南大隅町森林環境譲与税基金条例を設置しようとするものであります。
本基金の設置により、本町の森林整備等の事業を効率的に行うものであります。
よろしく、ご審議ご決定くださいますよう、お願いいたします。

議長（大村明雄君）

これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

（「なし。」との声あり。）

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

（「なし。」との声あり。）

議長（大村明雄君）

討論なしと認めます。
これから、議案第6号 南大隅町森林環境譲与税基金条例制定の件を採決します。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「なし。」との声あり。）

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。
したがって、議案第6号 南大隅町森林環境譲与税基金条例制定の件は、原案のとおり可決されました。

▼ 日程第12 議案第7号 南大隅町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例制定の件

議長（大村明雄君）

日程第12 議案第7号 南大隅町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。
本案について提案理由の説明を求めます。

〔 町長 森田 俊彦 君 登壇 〕

町長（森田俊彦君）

議案第7号は、南大隅町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例制定の件についてであります。
本件は、消費税法改正に伴い、給水負担金など所要の改正を行うものであります。
よろしく、ご審議ご決定くださいますよう、お願いいたします。

議長（大村明雄君）

これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

（「なし。」との声あり。）

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

（「なし。」との声あり。）

議長（大村明雄君）

討論なしと認めます。
これから、議案第7号 南大隅町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例制定の件を採決します。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「なし。」との声あり。）

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。
したがって、議案第7号 南大隅町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例制定の件は、原案のとおり可決されました。

- ▼日程第13 議案第8号 令和元年度南大隅町一般会計補正予算（第2号）について
- ▼日程第14 議案第9号 令和元年度南大隅町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について
- ▼日程第15 議案第10号 令和元年度南大隅町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- ▼日程第16 議案第11号 令和元年度南大隅町診療所事業特別会計補正予算（第1号）について

議長（大村明雄君）

日程第13 議案第8号 令和元年度南大隅町一般会計補正予算（第2号）についてから日程第16 議案第11号 令和元年度南大隅町診療所事業特別会計補正予算（第1号）についてまで、以上4件を一括議題とします。
本案について提案理由の説明を求めます。

〔 町長 森田 俊彦 君 登壇 〕

町長（森田俊彦君）

議案第8号から11号まで、一括して、提案理由の説明を申し上げます。
議案第8号は、令和元年度南大隅町一般会計補正予算（第2号）についてであります。
本件は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5千6百51万9千円を追加し、

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ71億2千9百40万5千円とするものであります。

「第1表 歳入歳出予算補正」では、歳出予算にプレミアム付商品券発行事業、IT推進事業、森林環境譲与税関係事業、農業・農村活性化推進施設等整備事業、公営伊座敷団地裏斜面変状調査事業等の計上及び人件費の調整を行い、歳入予算では、所要の財源として、地方譲与税、国・県支出金、繰入金、町債を計上したものであります。

また、「第2表 継続費」において、新庁舎備品購入事業1億1千4百79万円を計上し、「第3表 地方債補正」においては、限度額の変更をおこなっております。

次に、議案第9号は、令和元年度南大隅町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

本件は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2百61万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億6千7百万2千円とするものであります。

今回の補正は、歳出予算では、総務費に、電算システム改修委託料を、保健事業費では、共済費及び旅費の調整を計上し、歳入予算では国県支出金及び繰入金を計上したものであります。

次に、議案第10号は、令和元年度南大隅町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

本件は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ5百16万8千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億1千1百2万5千円とするものであります。

今回の補正は、歳出予算では、人件費の調整を計上し、歳入予算では、繰入金を調整したものであります。

次に、議案第11号は、令和元年度南大隅町診療所事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

本件は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ3万7千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4千68万6千円とするものであります。

今回の補正は、歳出予算においては、総務費で人件費の調整及び備品更新に係る費用の計上を行い、歳入予算では、繰入金を調整したものであります。

詳細は、担当課長に説明させますので、よろしく、ご審議ご決定くださいますよう、お願いいたします。

総務課長（相羽康德君）

それでは、議案第8号 一般会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

まず1ページでございます。

議案第8号 令和元年度南大隅町一般会計補正予算（第2号）

令和元年度南大隅町の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5千6百51万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ71億2千9百40万5千円とする。

2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費）

第2条 地方自治法第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表 継続費」による。

地方債の補正

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

5ページをお願いします。

第2表 継続費でございます。

今回、新たに新庁舎備品購入事業1億1千4百79万円を設定するものでございます。

次に、第3表 地方債補正であります。

合併特例事業の限度額5億2百90万円を5億1百50万円に、道路橋梁事業の限度額1億2千2百万円を1億2千3百50万円に、それぞれ変更するものであります。

なお、起債の方法、利率、償還の方法は補正前に同じでございます。

8ページをお願いします。

歳入でございますが、主なもののみ説明させていただきます。

2款 地方譲与税、4項 森林環境譲与税、1目 森林環境譲与税5百67万9千円、今年度から新たに創設されたものでございます。

14款 国庫支出金、2項 国庫補助金、1目 総務費国庫補助金に地方創生推進交付金2百76万円、プレミアム付商品券の事務費補助金6百52万2千円、同じく、事業費補助金1千5百万円。

15款 県支出金、2項 県補助金、4目 農林水産業費補助金に農業・農村活性化推進施設等整備事業補助金2百40万円。8目 教育費補助金にかごしま国体競技別リハール大会運営費補助金5百53万1千円。

9ページをお願いします。

18款 繰入金、1項 基金繰入金につきましては、今回の補正財源の調整として1目 財政調整基金を2千5百84万1千円。

21款 町債、1項 町債は、今回補正予算の財源として事業ごとに計上したものでございます。

次に歳出でございますが、歳出につきましても主なもののみ説明させていただきます。

10ページをお願いします。

まず、1款 議会費、以降各費目において人件費の調整を計上しております。

2款 総務費、1項 総務管理費、6目 企画費においては、ふるさと納税推進事業、プレミアム商品券発行事業、お試し住宅事業、IT推進事業等の事業費の追加を行っております。

15ページをお願いします。

5款 農林水産業費、1項 農業費、6目 畜産業費に畜産施設等整備事業に係る補助金1百32万6千円、7目 農地費に農業農村活性化推進施設等整備事業6百26万2千円。

16ページをお願いします。

5款 農林水産業費、2項 林業費、2目 林業振興費に森林環境譲与税基金積立金3百87万6千円。

18ページをお願いします。

7款 土木費、6項 住宅費、1目 住宅管理費に公営伊座敷団地裏斜面変状調査のための委託料6百万円、公営・町営住宅戸別受信機整備事業のための備品購入費1百35万円をそれぞれ計上しております。

以上、よろしくご審議ご決定くださいますよう、よろしくお願いたします。

町民保健課長（川元俊朗君）

次に、議案第9号の令和元年度南大隅町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

1 ページをお開き願います。

議案第 9 号 令和元年度南大隅町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和元年度南大隅町の国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2 百 61 万 5 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 12 億 6 千 7 百万 2 千円とする。

2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

6 ページ、7 ページをお開きください。

第 3 款 国庫支出金、第 2 項 国庫補助金の中段 8 目の 1 節になります、社会保障税番号制度システムの整備費補助金になります。

マイナンバーを病院と町との連携を固めるためのオンラインでございます。

7 ページの歳出につきましては、それに伴う電算のシステム改修委託料でございます。

以上、よろしくご審議ご決定、お願いいたします。

建設課長（下園敬二君）

次に、議案第 10 号 令和元年度南大隅町簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について説明いたします。

1 ページをお願いいたします。

議案第 10 号 令和元年度南大隅町簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和元年度南大隅町の簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 5 百 16 万 8 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 億 1 千 1 百 2 万 5 千円とする。

2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

今回の補正は、人件費の減額調整をしたものでございます。

以上、ご審議ご決定くださいますよう、よろしくお願いいたします。

支所長（新保哲郎君）

それでは、議案第 11 号 診療所事業特別会計補正予算（第 1 号）についてご説明いたします。

まず、1 ページでございます。

議案第 11 号 令和元年度南大隅町診療所事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和元年度南大隅町の診療所事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 3 万 7 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 4 千 68 万 6 千円とする。

2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

6ページ、7ページをお願いいたします。

6ページ歳入でございますが、今回の補正予算に伴います繰入金の調整をしているところでございます。

また、7ページをお開きください。

歳出でございますが、主なものといたしまして、職員の給料並びに佐多診療所の身長測定器の購入を計上しているところでありまして、1款 総務費、1項 施設管理費、2目 佐多診療所一般管理費の18節 備品購入費3万円を計上しております。

よろしく、ご審議ご決定くださるよう、お願いいたします。

▼散 会

議長（大村明雄君）

以上で、本日の日程は全部終了しました。

6月20日は、午前10時から本会議を開きます。

6月14日は、常任委員会となっております。

本日はこれで散会します。

散 会 : 令和元年 6月 11日 午後 4時 06分